

たものと思はれる。

もとより八代集の抜萃であるから、新勅撰・續後撰に見える分六首（實朝・公經・定家・家隆・後鳥羽院・順徳院は別で、他の九十四首が問題になるのであるが、その中拾遺集・千載集重出の一首（公任）と、千載集所載の一首（道因）との二首を別にして、他の九十二首が全部二四代集には入つて居る。詠歌大概の後についた秀歌之體大略は、多分詠歌大概と共に撰せられたらうが、それだとすれば毎月抄の出来た承久元年より前の事であるが、その秀歌之體大略の歌百三首は全部二四代集にあつて、歌の配置の順序まで同じである。又近代秀歌は承元三年に出来た事の確實なものであるが、今残つて居る自筆本は後年末尾の秀歌例をつけ換へたもので、今の所六十八首の歌がついて居るが、それがやはり全部二四代集にあつて、しかも歌の順序まで同じなのである。（但し一首二四代集に見えないのは、現存の二四代集の方が悪いと考へられる）。所がそれ等は恐ろしく多く百人一首の歌と一致するのである。近代秀歌には十八首、秀歌大略では二十八首が百人一首と同じである。一體百人一首は一人に一首といふ特殊の條件のもとに抜萃したのであつて、それにもかかはらず、定家の建保以後に於ける歌學書の秀歌例と相互に重複し、その上その殆ど全部が二四代集に見えるといふ事は普通の事ではないのである。

勿論ここに注意すべき事實はある。それは百人一首の歌が勅撰集の歌との間に異同を存して居るといふ事である。これは全く注意すべき問題である。けれどもこれまで指摘された程度では疑ひの一石を投じた事にはならないのである。たとへば「うかりける人をはつ瀬の山おろしよ」であるが、今の千載集には「よ」が無い。これが問題になつて居るが、これは自筆本近代秀歌にも秀歌大略にも定家色紙にも、二四代集にも「山おろしよ」である。だから定家が寫しとつた時の千載集は「山おろしよ」であつたのか、又は定家が二四代集へ誤り寫したかどちらかなのである。

又今の古今集では「みちのくの忍ぶ文字すり誰故に亂れむと思ふ我ならなく」とある歌の「亂れむと思ふ」が百人一首では「亂れそめにし」である。これはしかし元永本古今集では「そめにし」になつてゐる。元來平安朝期の古今集の寫本は想像以上に辭句の異同が多かつた様で、それは古今集が學問の對象としてでなく、歌人のもてあそび物、女性たちのよむ可きものとして寫された爲に、次第に手輕になれなれしく扱はれた故で、定家が貞應本、嘉祿本を作つた時には、非常に學問的な氣持で行つたと共に、平安朝のもてあそび本の古今集に比べては、可成り形が變つて居つた様である。二四代集は勿論定家がさうした態度で古今集の證本を作つたはるか以前ののものである。貞應本系の現流布本の本文にあはないといふ事を問題にするのはかへつておかしきものである。それに定家は貞應本、嘉祿本ともに「亂れむと思ふ」としたけれども、一首の韻律の上からは、「亂れそめにし」の流動的なのを愛して居たかとも思はれるのである。かうした問題は、もし克明に考察するとなれば、現今の流布本八代集の本文と比較するだけでは殆んど決着を明らかにする事は出来ないのである。

むしろ逆に、我々は、二四代集、自筆本近代秀歌、秀歌之體大略、百人一首の不思議な一致を虚心に承認すべきである。その時百人一首は、書史的な操作の歸結のみから考へるだけでも、定家と何等かの關係を持つものであるらしい事が、再び考へられてくるのである。

それから又、明月記の「自天智天皇以來至家隆雅經卿」の文の解釋であるが、これも虚心に讀み直して見るならば、たとへこの時百首の歌を書かなかつたとしても、又百首以上の歌を書いたとしても、とに角選は定家の隨意であつた事が想像されると思ふ。第一中院入道が、如何に權門であつても、當時の定家はすでに正二位前中納言であつて、歌道に於いては事實上比肩し得る者のなかつた大宗匠である。如何に巧みであつても中院入道は素人に外ならぬ。その中院入道が自分で歌を選んで、それを専門家の定家に書かせるといふ事は不自然である。書道の専門家、たとへば世尊寺家の者に書かせるといふのであるならば話が分るのである。所が定家は書道の家の者でなく、又既に中風にかかつて居て（明月記・嘉禎元年五月七日の條を見よ）字の拙劣な點については屢々嘆聲を發してゐるのである。歌道の専門家で、字はひどく拙劣な定家に歌は自ら撰んで字だけ書かせると想像する事自體、甚だ不自然な話なのである。

それに中院入道は定家の嫡男爲家の舅であり、定家は小倉の山莊から中院の山莊に招待されて行つて、連歌の途中で疲れた爲に、隣りの室に臥し乍ら聞いたといふ程である。さうした關係であつて見ると、尙さら定家に命令は出来ない。しかし「懇望」されてはことわる事もし兼ねる仲である。だから定家も「整染筆」

てこれを送つたのである。勿論一人につき一首づつ認める事位は入道の方から申し出たかと思はれる。けれども歌道の着宿に對する態度として、歌の選は定家の意に任せたとする方が、さうでないとするよりも、はるかに自然に解される事は當然である。

ただこの時に、一度に百人分を書いたか否か、その點に關してのみは絶対に斷定し得る材料が存しない。それに、現在残れる色紙、又集古十種に載せられた色紙、それ等の色紙の中には「君が爲」の歌のやうに、同じ歌の二枚存するものもあるし、新しい色紙の外、反古の色紙を使つたものも相當にある。さうした點から考へて、現在分る分だけでも、一時の染筆でないらしい事はうなづけるのである。さうなつて來ると、益々一時に百枚書いたか否かは決められない問題である事が分つて來るのであるが、しかし又一方に、さうした染筆の時が一つでない色紙の歌が百人一首の歌と相合ふ事は、とりも直さず百人一首の歌が彼の好尚に一致した歌であつたといふ事の傍證になるのである。

結局、百人一首が蓮生入道の懇望で一時に書かれたとしても、それは入道の撰では無いのである。まして一時に百揃へて書かなかつたとすれば、尙更ら百人一首は入道の撰ではないのである。しかし乍ら、定家の歌學書や色紙やの歌とよく一致する點よりして、百人一首の歌の何れもが、定家の好尚をよく反映して居る歌である事だけは確かなのである。

以上によつて、蓮生選歌説は成立しがたいものとなり終つたと考へるのである。そして百人一首の歌が、

大體定家の好んだ歌で、しかも色紙にかかれた歌であつた事も認められてよいと思ふのである。ただし、はじめから百首あつたか否か、この問題に關しては依然として疑問が存して居るのである。

註 1、松田好夫氏「百人一首の研究」

2、中島悦次氏「百人一首歌出典私考」

3、全右、「國學院雜誌」昭和九年二月號二十頁

4、野村八良博士「國文學研究史」(頁)及び久曾神昇氏「二四代集と定家の歌論書」(「國語と國文學」昭和十年七月號四〇—四一頁)

5、久曾神氏右論文。

6、全右

7、全右及び佐々木信綱博士「定家自筆本近代秀歌」(「心の花」天正十五年六月號)

8、「明月記」嘉禎元年五月一日の條。

五

百人一首といふ名稱の最初に見えるのは、文明十一年の奥書を持つ宗祇の老のすさみで、

道の爲に見侍るべきものは、正風躰・秀歌大略・百人一首・秀歌大體・近來秀歌・未來記等なるべし。

とあり、文明十五年には足利義尙が新百人一首を撰んだ。(宗祇の註釋は小倉山莊色紙和歌抄となつてゐて

百人一首抄ではない)。

兎に角色紙と百といふ數とに觸れた記録の最初は頓阿の水蛙眼目である。どうしても定家と頓阿とは爲家・爲氏・爲世の三代を中に置いて、百年以上の時代を隔ててゐるから、疑はしく思はれてもやむを得ない。定家自撰を信じて居た契沖も、

後に子息爲家卿書あつめて、作者の名をつけて世にひろめらるといへり、されど其末の人々も、もてあそばで久しくうづもれけるにやとおぼしきことあり。

といつて、續後拾遺集と新後拾遺集とに百人一首の歌と似過ぎた歌のある事を指示して、

此百首其比もてあそばましかば、今引ところの二首選び取らるべからず。

と斷定して居る。この様なわけで、定家の書いた色紙は、鎌倉時代に殆ど全く消息をたち、唯一度水蛙眼目に出て、その次ぎには又、常縁・宗祇の所まで飛び越して居るのである。この様に間遠をにしかあらはれて來ない消息を一見すると、一應百人一首の性質を疑ひ度くなるのかも知れないけれども、しかし、その事が百人一首の眞偽に何故にそれ程重要な問題となるかは、これも亦諒解しがたいものを持つて居るやうに思はれる。寧ろさうした事は大して重要な問題ではない。さう言ひ得る根據として次ぎの様な例がある。それは定家の未來記雨中吟である。これも亦鎌倉時代以來絶對に消息をたつて居て、註釋の最初のものには矢張り宗祇の手で作られたのであつた。だから從來それは定家假托の偽書であるとされて來て、今でもさうだと信じ

切つて居る人も多に違ひない。けれども雨中吟の主體を爲す十七首の歌は、疑ひもなく定家自作の歌なのであつて、決して偽作などではないのである。ただ、その歌に禁制の意を附會して、一つの歌學書に仕立て上げたのは正さしく常縁前後の事であつたらしいと推察されるのである。(この事については、別項「雨中吟偽作説の再吟味」を参照していただきたい)。かうした例に照し合せて考へる時、百人一首も定家の撰歌を母胎とする事が確かめられさへすれば、それが百人一首として喧傳されるに至つた事情は、別箇の問題として切りはなして考へてさしつかへないと思はれるのである。

さて百人一首は、それに含まれる數十首の歌については定家自筆の色紙や定家自筆の近代秀歌やが存在し定家の好んだ歌であつた事の動かぬ證據がある上に二四代集や秀歌大略との密接な關係も證據立てられて居るのであつて、定家以外の人の選し得る選び方でないのだから、百人一首の母胎は定家自撰の秀歌であつたとする事に何の危険も存しないのである。のみならず水蛙眼目に百といふ數にからんだ傳説が見えて居るといふ事は、又同時に、定家の色紙の百にまとめられたのが既に早く鎌倉時代の事であつたと見る可き根據ともなると思ふのである。何となれば、元來「上古以來歌仙百人のにせ繪を書て、各一首の歌を書きそへられ」といふのがたとへ傳説であつたとしても、かかる傳説は百枚の色紙といふ實物が二條家に傳來して居なければ發成し得ないものと思はれるからである。何故といふに、水蛙眼目の右の一節は、單なる傳説の聞書やなどではないのであつて、高く麗しき體を理想の體とする事の主張の一節なのである。即ち

年頃先達にも尋申し、古き物をも見侍れば、先づ高く麗しき姿をもて第一とすべきにや。……後堀河院へ書進ぜられたる秀歌大體、梶井宮へ進ぜられたる詠歌大體、各數十首古歌をのせられたる、ただ麗しき一體なり。又嵯峨の山庄の障子に、上古以來歌仙百人のにせ繪を書て、各一首の歌を書きそへられたる、更にこの麗はしき體の外別の體なし。

そして、元來頼阿は、血統に添はなくなつた二條家歌學の道統を爲世から受け繼いで、室町時代へ傳へた人物であり、歌學に對する態度は京極・冷泉の態度に對抗し、爲世をそのままに受けた鞠躬如たるものであつて、彼の歌學書はその點鎌倉歌學の集大成であるが、引用の書は皆二條家流に重要視されたものばかりであり、偽作の明らかな三五記・愚秘抄・愚見抄・桐火桶の類を絶対に引いて居らないのである。それは井蛙抄に見ても愚問賢註に見ても等しく言ふ事の出来る所である。だから頼阿の引用した書目はすべて鎌倉歌學の基礎文献として尊重してよいと思はれるのである。それだけの歌學史的事實を念頭に置いて、水蛙眼目の引用を読み直して見ると、これは、麗はしき體を第一とする論旨を證明する爲に、定家の秀歌大略・秀歌大體と共に嵯峨山庄の色紙をも併せ並べたのであつて、兩二者は一部の著述として喧傳せられて居つたのに對し、後者は未だ一部の書冊又は巻軸の體を爲さず、色紙一揃のまま二條家流に傳へられて來て居つた爲に、右の様な書き方が可能であつたのであらうと推測し得る。であるから契沖が改觀抄に、
後に子息爲家卿書あつて、作者の名をつけて世にひろめらるといへり。

といふやうに見るのは後世の傳説に染められた見方であつて、寧ろ

その色紙百枚は東常縁までは傳へられ、宗祇は百人一首をはじめて書物として傳へた人に相違ない……といふ中島氏の「小倉百人一首撰修私考」の説が最も眞實に近い斷定であると思はれる。つまり色紙は長く一揃ひの色紙として傳へられたのである。事實定家の近代秀歌・詠歌大概・毎月抄・秀歌大體皆高貴の人のものとに應じたもので、父俊成の古來風躰抄もさうであつたし、俊成・定家に對抗した六條家の顯昭の勅撰集に加へた諸註釋も亦さうであつた。そして、さうした公開的性質を持つたから、これ等の諸抄はその道の指南書として行はれたのである。山庄に押ししたにもせよ、座右に置いたにもせよ、定家の書いた一と揃への色紙といふのでは、子孫の者にとつて、家寶とはなつても歌學書とはならないのである。

爲家・爲氏・爲世がそれを家の文書の一つとしてうけ繼いだとしても、一言觸れなかつたのは當然であつて何の疑問を誘發する根據にもなるものではない。しかし、血統ではなしに、ただ宗匠の株を繼いだのみの頼阿となれば、關係は自づから別となるのである。二條家に傳つた定家筆の色紙として、そろそろ有名になりはじめて居つたものを持ち出して、定家の撰歌標準を斷定する一資料に轉用する事は、十分にあり得べき事である。

かく見てくると、百人一首の母胎たる定家色紙がはじめから百枚であつたか否かは、終に決定し得ないけれども、定家が自ら好みの歌を書いた色紙は實存して居つて、しかもそれが百枚一揃ひとなつたのは、既に

鎌倉時代に於てであつたといふ事は斷定し得る事柄に屬して居るのである。

六

ただこの百枚の色紙が、百人一首と名づける一部の古歌抄となつて、秀歌大略や秀歌大躰と並び扱はれる様になり、しかも新古今集の風躰を不満として、定家の眞の理想を示した秘抄であるといふ一見不思議な性質を背負つて、二條派歌學の樞軸に坐を占める様になつたのは、もとより鎌倉時代でもなければ南北朝時代でもなく、室町時代、それも堯孝・常縁・宗祇の間にあつた事は疑ひの存しない所と思はれる。

その事について以下に考察を加へて見よう。

南北朝時代以來の歌壇に於いては、二條派の勢力が最も大きかつたけれども、冷泉派の勢力も輕視する事は出来なかつた。ことに二條派が頼阿から堯孝に至る時代に於ける冷泉派の今川了俊と釋正徹の存在は輝いて居つた。この兩派の特色は、概括して言へば二條派が保守派で、冷泉派が自由派であつた。随つて二條派では師説に隨順する爲に、かへつて宗匠のあらたまる度に新しい風に轉じ、爲世から頼阿の時代に於いてはすでに新古今時代の歌風とは全く別のものとなり終つて居つた。随つて頼阿を師とした二條良基の近來風躰抄には、

新古今程おもしろき集はなし。初心の人にはわろし。

百人一首の再吟味

として、

勅撰は續後撰民部卿入道(爲家の事。筆者註)ひとりしてえらばれたれば、風體此集よしと申き。

と言ひ、又爲家を尊んで、

寶治の民部卿入道の御百首歌の本にて侍るべきよし申き。

とも言つて居る。師の頼阿も井蛙抄で、

又云、京極中納言入道(定家の事。筆者註)被進慈鎮和尚消息云、御詠又は亡父などこそうるはしき歌よ

みの歌にては候へ。定家などは知恵の力をもて作る歌作也

といふ一節を引いて定家を稍おとしめ、更に水蛙眼目では、爲家が爲家の言を聞いて頼阿に語つたものとし

て、

又云、民部卿入道(爲家の事)被申けるは、亡父(定家の事)歌殊勝なれども、歌見知らざらん子孫、み

だりに撰入せば、あしかるべき歌多し。

の語を記して居る。一體定家は、新古今集撰定後數年位の所までと、二四代集・秀歌大略・秀歌大體・新勅撰集等を撰んだ時代とでは、と言ふのは五十歳頃までとその後とは、歌の好みが可成り變つたらしいのであ

つて、その事は、新古今集や拾遺愚草の歌風と、二四代集以後の歌風とを讀み比べれば直ぐ分る事である。

そして、爲家以後の二條派の風躰といふのは、大體この後期の風躰の系統を引くのである。だから二條派で

は、新古今集と定家の歌とはなる可く觸れない様にしたのであるが、もし歌風の上で定家を立てねばならぬ時は、秀歌大略や新勅撰集を持つて來たらしいのである。だから頼阿も水蛙眼目で、

先づ高く麗しき姿をもて第一とすべきにや。……後堀河院へ書進せられたる秀歌大體、梶井宮へ進せられたる詠歌大體、各數十首古歌をのせられたる、正しく麗しき一體なり。又嵯峨の山庄の障子に上古以來歌仙百人のにせ繪を書て、各一首の歌を書きそへたる、更にこの麗しき體の外別の體なし。……又近頃にも尤も仰ぐべきは民部卿入道殿也。……彼文永十一年病重くおはしける比、兼氏朝臣の執筆にて一期秀逸を百番歌合につがはれて侍るも、さらさら別の姿なし。ただ大にす直に、心有る體なり。

と言つて、定家の後期の撰歌標準を爲家のそれと等しいと見る。そして言をついで、

新古今は自餘撰者、又御所(後鳥羽院の事)の御計らひにて、京極殿(定家の事)の心ならぬ事に侍らん。

新勅撰の撰者(定家)の歌十一首、家督(爲家)の歌六首……これは尤も風躰の本と見習ふべきにや。

といひ、井蛙抄卷一には、

新古今京極歌は、自余撰者並爲_ニ叡慮_ノ被_レ入_ル之間、非_ニ自撰_ニ。仍_テ新勅撰歌注_ニ出_ス之_ヲ。

として定家の十五首を列挙して居る。新古今集と拾遺愚草とを積極的に忌避する態度が二條派の文書に明確に現れたのは、頼阿・良基を以て最初とする。そして二條派其後の歌風は専ら頼阿の草庵集の風を追ふのである。

それに對して冷泉派の態度は全く對抗的である。了俊辨要抄に、

爲氏・爲世以來、定家・爲家の風體にかはりたるなり。……新古今頃より古體の歌はさのみ不見也。末代に成て不及上人一賦とも申すべきを、後鳥羽院・土御門院・順徳院御代に、後京極・慈鎮和尚・定家・家隆……長明・寂蓮等の歌さまは、高代をも不恥と申すめり。この人々の姿心得には、二條家の歌様はかはりたるなり。

といつて、二條派の歌風が新古今的でない點を衝き、落書露顯では、更らに二條派を批判して、

又近代は、歌の聖の如くに頼阿法師をば人々存じて、草庵とかいふ家集をのみ、或はへつらひ、或はぬすみ詠む輩も侍るにや。

と言つて居る。釋正徹になると一層それが鋭くなる。東野州（常縁の事）聞書に見ると、丁度當時二條派の大立物であつた常光院堯孝が草庵集を人にすすめたと言ふ事を聞いて正徹の批評した言が記されてゐる。

頼阿時分に心をかけん事あまりに侍るべし。定家卿の頃にも彼作者勝りたらば、さも侍るべし。さも侍らずば、拾遺愚草、新古今などや常に見習ふべきものにはよく侍るべき……

そして、正徹は常縁に

我は定家宗にて果つべき上は……

と言つて居る。ここでは二條派が最も忌避しようとした新古今集と拾遺愚草とが最も力強く主張されるので

ある。

かうした二條派・冷泉派の對立の中で、東常縁は堯孝と正徹との双方の門をたゞいたのである。そして、正徹からは新古今集を鼓吹されたけれども、次第に堯孝に接近して、終にその門弟となつたのである。そして、堯孝が常縁に語つた所を東野州聞書で見ると、それは全く頼阿の説を出なかつたのである。たとへば、定家卿の歌の本意をば、新勅撰にえらび入れられたる我歌にて知るべき由申。頼阿庭訓とかや申。眞に道の一のさとりなりと存也。これに過ぎてよく定家卿の本意を知るべきことなし。

は前掲井蛙抄・水蛙眼目の説であるし、又

慈鎮和尚定家卿の被遺たる狀に……定家等以外の外歌つくりにて……秘々なり。

も井蛙抄所引の文によるのである。

了俊・正徹の強硬な新古今推戴の主張は、二條派にとつて苦痛であつたらう。それは、堯孝あたりが最もうるさく感じたらうし、常縁はつぶさに兩派の主張の懸隔を味つた。そして、その後突如として、未來記雨中吟と百人一首とが、二條派の手から世に公にされるのである。未來記はまだ明らかでないが、雨中吟は定家の眞作である。そして、それは詠む可らざる風體を教へ戒めた秘抄であつて、百人一首は理想の風體を教へた秘抄といふ事になつて居る。さて雨中吟の傳系は明らかに冷泉家系であるが（その事は雨中吟偽作説の再吟味に詳論してある）、少くも冷泉家側では、それを何等かの意味に利用した事がなく、隨つて二條派側で

も知られて居なかつた。百首の和歌の色紙も二條派譲り渡ししの文書にはなつて居るが、まだ特殊な目的に利用された事はない。新しく利用するには、近代秀歌・秀歌大略・秀歌大體の様に天下周知のものは絶対に用ひ得られるわけが無いのである。そこでこの二つが採用されたのである。雨中吟は禁制の體となつたが、この十七首はまさに純粹の新古今風であり、拾遺愚草振りであつた（全部は雨中吟偽作説の再吟味中にかかげてある）。そして百人一首は理想の歌風となつて居るが、この百首はまさに純粹に新勅撰振りであり、秀歌大略・秀歌大體振りである。頼阿以來、二條派が定家に觸れる時に示した所の、新古今忌避と新勅撰推戴の態度の完全な反映である。

しかし彼等はこの百首を如何にして見つけ出したであらうか。それは既に十分觸れて來た様に、堯孝達は完全に頼阿の祖述者である。であるから、水蛙眼目の「嵯峨の山庄の障子に上古以來歌仙百人のにせ繪を書て、各一首の歌を書きそへ」たのが、秀歌大體・詠歌大體の古歌とひとしく「麗しき體の外別の體なし」と論じてある所を、勿論十二分に知つて居た事は疑ひない。しかもその頼阿の説すら初心の頃の常縁が有り難たげに聞書へ書き取つた程であるから、實際水蛙眼目の言葉が歌道の外の者にまで常識になつて居る筈はないのである。漸く全国的に數を増しつあつた歌道希望の初心者や素人が白紙である事は勿論であつたらう。けれども又頼阿以後代々の宗匠はもとより、この百首にさうした利用の目的で特殊の意味を附會した當の宗匠も、勿論同じ水蛙眼目に、

新古今は自余撰者、又御所の御計らひにて、京極殿の心ならぬ事に侍らん。新勅撰の撰者の歌十一首、家督の歌六首……これは尤も風躰の本と見習ふべきにや。

と記されて居るのを見落した筈はないのである。随つて宗祇もその抄に、

後堀河院の御時、勅を承て新勅撰をえらばる。彼集の心此百首と相同かるべし。

と明確に記しつけて居るのである。一々の事實は符節を合す如くであつて、一點の疑問をさしはさむ餘地はないのである。

以上の様に考へて來ると、百人一首を定家理想の體として、新古今集に對する不滿を示したものと云ふ様な意味を附會したのは、宗祇などが全国的に歌學を流布し、ことに連衆の方へ歌學の講義をすすめて行く際に、冷泉派側の態度を十分に警戒しつつ、二條派側の立場を擁護する爲にした事だと言ふ事は、動かぬ所であると思ふのである。

六

以上の様なわけで、宗祇の抄以來近世初期まで百人一首について説かれた所の、新古今否定説、定家理想歌體説は、茂睡や眞淵やの論じた如くに末派の捏造したものでは絶対にないのであつて、實に悠々數百年にわたる中世歌壇の歴史的事實が、深く反映した必然であつたのである。そして、右の様な説が可能となる根

源には、定家自身の壯年時と老年時とで、和歌觀照に顯著な變化が生じて居たといふ事實が認められなくてはならない。それが各流派に於ける定家解釋の分裂を助長し得たのであつた。唯、江戸時代に至ると、堂上歌學の末派は、さうした定家以降中世歌界の深い洞察を全く喪失してしまつて居た。そして勿論新派の學者は中世の傳統を否定しようとする規範意識の上に立つのであつて、その時代の精細な史實の検討に缺くる所があつた。今や我々は、近世諸家の探究の眞贋なるを敬しつつも、微笑をもつてその結論を眺め得るであらう。

一、百人一首の歌は定家の自撰であつて、鎌倉時代にすでに百枚一揃ひとなつて居つた。

二、これが百人一首と呼ばれ、定家の理想歌體とされ、新古今風への反對を表示するものとの規範的意味が附會されたのは宗祇頃であるらしい。そして附會されたその意味は、二條派歌學の傳統的立場を直接擁護するものである。

以上は推究の結論である。そしてその點については、中島悦次氏の諸論攷の結論の外に出るものではない。しかし可成り異なる側面から、その説の眞實性を證し得た事になつたといふ點は快びである。

そして私自身の結論をつけよう。かの水蛙眼目に、頓阿は、詠歌大概・秀歌大體・嵯峨山庄色紙和歌・爲家卿百番自歌合等を擧げて、最後に、

さらさら別の姿なし。ただ大にす直に、心有る體なり。

と記した一言に注意を惹かれるのである。二四代集・自筆本近代秀歌の秀歌例・秀歌大略・秀歌大體・新勅撰集・百人一首、それ等の風體は相通じて居る。そして別項の近代秀歌を論じた所で、その風躰が即ち有心體であらうと考へた。今又古く頓阿が有心體であると述べて居るのに遭遇する事が出来たわけである。百人一首は定家自撰であると共にそれが即ち有心體の歌であるとする事によつて、定家の歌風並びに定家の和歌觀照の考察に一つの確實な足場を提供する事になるであらう。

(昭和十一年二月六日稿)

雨中吟成立の再吟味

(並びに三五記・愚秘抄・愚見抄・桐火桶の傳系に就いて)

一

中世和歌史並びに中世歌學史が、我々に教へる最も興味深い問題の一つは、藤原定家に假托する歌學上の偽書の、きはめて多く作られた事である。

その偽書作成の原因に就いて研究する事は、中世歌人の精神的態度並びにそれを決定した社會的事情を、闡明する意味に於て、きはめて價值多き問題と思はれるが、今はその問題に觸れる事を控へねばならない。たゞ、定家に假托する偽書作成の動機として、一つには、定家の子孫が、比肩する者の無い和歌の師範家となつた事と、今一つには、その子孫又は子孫の家學を繼承した者が、分裂して黨派的對立となり、この形成がそのまま持續されて、江戸時代にまで及んだ事と、以上二つの事實が存した事だけを念頭にとどめて置い

て、直ちに本論に進まうと思ふ。

扱て、定家作の名義によつて傳へられた限りの、和歌關係の文献を通覽すれば、考證・註解・作歌の注意・歌體の見本等の各方面に亘つて居り、その數も亦數十種を算する程である。

しかし先づ第一に、眞偽の點からそれ等を區別するならば、明かに偽作と見得るものや、他人の作の誤傳であるものや、その眞偽に關して、諸先輩の間にも、尙定説の存して居らぬもの等、眞偽價値の差等の種々雜多なものが含まれて居る。

更に又第二に、作の性質的な見方より區別するならば、考證に關するものには、定家卿長歌短歌之説の如き、又註解に關するものには顯註密勘・僻案抄の如き例が存するが、此等は國文學研究史に於て扱はれる事の、一層妥當なるを覺える作物である。かくて、和歌關係の諸書の中に於ても、より一層歌學に關係の密接なる書と見得べきは、作歌の注意並びに歌體の見本に屬する諸書と見る事が、許されるであらう。

扱て右の二種の標準によつて、問題を特に歌學に關係深き書の範圍に限り、眞作と見なされる歌學書と、偽作と見なされる歌學書とに分類して見るに、近代秀歌・毎月抄・詠歌大概・秀歌大略等は、前者に屬して眞作と見られ、桐火桶・愚見抄・愚秘抄・三五記・未來記・雨中吟等は、後者に屬して偽作と見られて居る如くである。扱て今問題とし度い雨中吟は、從來偽作と見なされて居るから、此の場合、眞作と見なされる者はこれを論外に置き、偽作と見なされる者のみに就いて考へる事となる。

しかるに、此等偽書と見なさるる一群の歌學書に於ては、きはめて顯著なる二種の差が、その取り扱ひの上にはあらはれて居る事を、見逃す事が不可能である。

その差異とは即ち、愚見抄・愚秘抄・三五記・桐火桶等の諸書は、餘程同情の眼を以て見られて居り、ことに桐火桶の如きは、殆ど眞作と見られんとして居るに拘らず、未來記・雨中吟の二書は、苛責する所なく、偽書と斷定されて居る一事である。

註 1、「歌書總覽」上卷 「大日本歌學史」自八六頁至九九頁。

2、これ等の諸書の中、近代秀歌は、酒井伯爵家舊藏の定家自筆の、草本と見るべきものにより、自作なる事明白である。尙詠歌大概は、東圃遺稿「日本評論史」に、定家作の信すべきものとされてゐる。尙、「日本歌學史」七五頁以下、「大日本歌學史」八六頁以下參看。

3、「日本歌學史」自八五頁至八九頁。「大日本歌學史」九八頁。

4、「日本歌學史」八六頁。「國文學研究史」一六五、六頁。但し「大日本歌學史」二六頁はこれを否定する。

5、「日本歌學史」一三八頁の文は、雨中吟否定説の最初と見られて居るが、熟讀するに、しか速斷することを躊躇せしめる所がある。且又未來記については所説が無い。尙「大日本歌學史」九八頁。「國文學研究史」一六八頁。「歌書總覽」卷上六〇頁等は、兩者ともに否定して居る。

二

しかしながら、古昔に於る事實は、全くこれに相反して居つて、室町時代より江戸に亘り、桐火桶・愚見抄・愚秘抄・三五記は偽書と見られて居たま拘らず、未來記・雨中吟は定家作と信ぜられて居た事實があるのである。今しばらく、兩者に就いて、その説の違ひを列擧して見よう。

第一類。室町時代より、已に偽書と見なされたもの。

これに屬するものは、前掲の書中、三五記・愚秘抄・愚見抄・桐火桶の四書である。宗祇の未來記雨中吟抄(和歌七部之抄の中)に、雨中吟中の「忘れぬらん恨めしと思ひ思ふとても待つべきにあらずとはんとも言はじ」の歌を註して、

此歌を愚見抄とやらん言へる物に、定家卿の自讃の歌と言へり。如何でかは自讃の歌を、此抄(雨中吟の事。筆者註)に入れられ侍らん。かの愚見抄は桐火桶の類也。

とある。雨中吟は、定家禁制の歌體として、詠み残したものと傳へられて居るのであるから、その歌の一首が、自讃歌として記されて居ると言へば、即ち愚見抄を否定するものに外ならぬ。且又、桐火桶と愚見抄とを同類と見なしたと言ふ一事に依つて、桐火桶も疑はれて居つた事が明白である。次に又、東野州聞書には、

三五記の事、非定家卿作。鶉の本鶯の末とて二帖、玄旨一帖、ウコシ一帖、三五記一帖、以上五帖也 就レ之口傳多し。

雨中吟成立の再吟味

とある。この一文に就いては、野村八良氏も「此の文言には不明瞭の所あり」(國文學研究史一六七頁)と述べられた如く、まことに曖昧であるが、普通言ひならはす所に従へば、三五記が二帖で鶯の本末と呼ばれ、愚秘抄も二帖で鶯の本末と呼ばれて居て、一般には鶯本末鶯本末と並稱されて居る。よつて右の東野州聞書の文を見れば、三五記一帖とあるのは、即ち三五記上巻のみで、鶯本に當り、鶯の末一帖とあるものと合して鶯本末となり、ウコシ一帖とあるのは、鶯腰一帖即ち鶯末一帖であつて鶯の本一帖とあるものと合して鶯本末を成すものと思はれる。外に玄旨一帖とあるのは、何を指すのであるか、不幸にも未だ教を受ける機会を有しないが、全く私意を以て想像する事を許されるならば、これは三五記・愚秘抄の説を要約したかの觀ある愚見抄を指すものでは無いであらうか。又は桐火桶の事ではないかとも思はれる。右の推定にして、當らずと雖も遠からずとすれば、東野州聞書の言は、三五記・愚秘抄・愚見抄或は桐火桶の三書を否定した事となり、玄旨一帖が愚見抄又は桐火桶ではなかつたとするも、尙他の二書は否定されて居るのである。以上の如くにして、三五記・愚秘抄・愚見抄・桐火桶の四書は、室町期の文献に於て、明かに否定されたのであつて、江戸期の初頭、耳底記に、

鶯本末鶯本末桐火桶此五抄、定家の制作の書にあらす。

とある源は、すでに遠く彼に在る。梨本集第二巻に、

鶯本鶯本此頃漸く疑書と言ふ。

とあるのは、寧ろこの説の源に暗きものと言ふべきであるが、否定説を肯定して居る態度に於ては變りがない。更に降つて群書一覽に至れば、尾崎雅嘉は三五記を、
按ずるに此書定家卿の作といへども、偽書なるべしと言ふ説々有り。烏丸資慶卿口授に曰く、三五記と言ふもの奥書のやうにはなし、不審也。大方偽作なるべし。
と記し、愚秘抄に就いては、

此書も三五記と同じく疑はしきもの也。

と言ひ、更に桐火桶に關しても、

按ずるに此書を古くより定家卿の作にはあらす、偽書なる由言へり。伴蒿蹊が譯文章童論に云、桐火桶は京極黄門の書き給ふ由見ゆれども偽作なりと言へり。

と記して居て、愚見抄に就いては所説が無いが、以上の三書に就いては、すべて否定説を採用して居る。

右に依つて明かとなつた如く、如上の四書に就いては、偽作説の命脈實に久しきに亘つて居るのである。

第二類。明治時代に入つて、はじめて偽書と見なされたもの。

これに屬するものは、未來記・雨中吟の二つである。この兩者は、第一類とは全く別個の性質を有し、室町期に於ては、全く信用を博して居つたものである。

この二書、未來記は五十首の秀句の見本、雨中吟は十七首の意味晦澁の歌の見本であつて、ともに作歌の

時のいましめと見られたものであり、常に未來記雨中吟と並稱され、さながら一書の如くに扱はれて居る。扱て兼載雑談には、

一、未來記の歌は、かけり飛び過したる體なり。雨中吟の歌は餘りに案じ過して理の裏を詠めり。招月

(正徹和尚。筆者註)は一生の間の歌に、未來記を逃れたるは、十首ともあるまじきなり。

又は、

一、池の小舟の竿鹿の聲、此句未來記か如何の汰沙あり。

と見えて居る。定家の作か否かを言明しては無いけれども、正徹の批評や、連歌の句の可否を定める場合やに、使用して居る用ゐ方を見ると、兩書が批評の標準として力のあつた事を思はしめられるのである。明應八年に成つたといふ宗祇の未來記雨中吟抄のはじめに、

京極黃門定家卿、後學末生の心をかを見て、如此よみ出て、いましめにし給ふと也。

と記して、定家作なる事を言明し、更に又、雨中吟の抄のはじめには、

數を十七首に定めらるる事は、太子の十七箇條の御憲法をかたどる義也。

と記して、その禁止法的性質を闡明して居る。又同じく明應八年の奥書なる假寢能寸佐美には、

問云、一向あしきすぢにて、不可用歌の様は何れぞや。答、同卿(定家卿。筆者註)の作、未來記五十首、雨中吟十七首、是れ佛法ならば戒文なり。

とあるのをはじめとして、精しく兩書の禁止法的性質を説明し、ことに雨中吟十七首が、憲法十七條にかたどる事を説いて居る。更に溯れば、文明十一年の奥書ある宗祇の老のすさみに、

道の爲に見侍るべき物は正風躰・秀歌躰大略・百人一首・秀歌大躰・未來記等なるべし。

とあり、更に寛正二年まで溯れば、既に心敬僧都のささめごとにも、

歌は未來記とて、嫌ひ侍る體あり。……

ふりて世に天かしたがへ花の風

ほととぎす鳴かずば秋の月夜哉

これ等のたぐひ、未來記の最一なるべし。いかばかりもつゝしみ侍るべしとなり。

と見えて居る。又逆に江戸期に降れば、詠歌大概・秀歌大略、百人一首、未來記・雨中吟の、いはゆる三部抄が出版され、注者不記の三部抄之抄加藤馨齋の三部抄増註が出で、又後陽成院の未來記雨中吟御抄、中院通茂の未來記抄等が作られて居り、和歌七部抄にも宗祇の未來記雨中吟抄が加へられてゐる。群書一覽も、第一類の諸書を否定したとは、全く態度を反對にして、

未來記雨中吟 一卷 定家卿

定家卿の歌四季戀各々十首也。……雨中吟十七首、これも定家卿の自詠にて……と記して居る。

かくて、同じく偽書と見られて居るものの中にあつても、第一類と第二類とは、全く別個の性質を有する事が明白であつて、かくの如き歴史的事實のみに眼を向けて居るならば、雨中吟等が、如何にして偽書と見なされるに至つたかは、反つて理解するに苦しむ程である。

註 1、國文學研究史一六五頁に野村氏所藏さる桐火桶に關し、「標題は桐火桶と無くして幽旨とあり」の一節がある。玄旨と幽旨と何等かの關係があるのではないかと想像さる。又耳底記にも「鶴本末鷲本末桐火桶此五帖」とある。

三

然らば未來記・雨中吟は、一體如何にして、偽作と見なされるに至つたのであらうか。これまで、その偽作説の最も早く、而して最も力強く述べられたものは、戸田茂睡の梨本集の所説であると信ぜられて居る。よつて、この所説から、明治以後の否定説に如何に發展するかを吟味して見る必要がある。

但しここに注意すべきは、梨本集中に、未來記に關する論説は見られなくて、ただ雨中吟に關する所論のみが載せられて居るといふ事である。

扱て戸田茂睡は、梨本集卷二に於て、

百人一首雨中吟なども、此後には疑書といふべし。實作ならざる證據いか程もあれども、諸人遠慮して

その通りに用ゆるゆへなり。

と記して、攻撃の氣配を示して居るが、これに續いて、卷第三之下に於て、雨中吟の否定説と思はるるものを掲げて居る。その必要と思はれる所全部を掲げるならば、左の如くである。

定家卿の三部抄といふ書の中に、雨中吟といふ有り。太子の憲法十七箇條にかたどり、十七首の歌を詠み、後代のいましめにし給ふと言ふ。然れども十七首の歌、憲法といふべき事とは思はれず。憲法に詠み給はば、たとへば六義を以てなりとも、三體和歌の格を以てなりとも詠れ、六義第一は風也。是はそへ歌なり。然れどもかやうに詠みてはそへ歌にかなはず。雅といふは祝歌也。か様に詠みてはめでたき詞はあれども、風體いまいまし。春夏は太く大きに詠むといへども、か様に詠みては、詞こそ太く大きなれ一首の歌はかじけからびて悪しし。又四季・戀・雜の歌にて成とも、か様に讀ば賀の歌のやうなれど姿をとろへ、いまいましき所ありなどとはあるべきに、十七首が大體秋の歌なり。秋は刑官なりそれ故愁へ悲しむ氣味を持たせ、雨の歌にて雨中吟の名にとりあはせたる作りごとたるべし。ある人の云、定家卿の歌に、

道の邊の便の柳もえそめてあはれ思ひのけぶりくらべよ

此風體よからずとて、勅勘をかうぶり給ふと言ふ。然らば此歌の風體、詞つづき、愁へ悲しみ、いまいましき所有りと聞えたれば、此の様に詠まれて憲法ともあらば、尤たるべし。此雨中吟の歌に、

打しめり薄のうれ葉重りつつ西吹く風になびく村雨

といふ風雅集の歌あり。此歌を以て、風雅集をそしるべき爲に、おもひ立たる作りごとなるべし。風雅集は花園院の御自身えらませ給ふに、御手傳は、大納言公蔭・冷泉爲秀・二條の爲基、三人ともに定家末孫、歌道一派の人々の、定家卿のわざわさ風體あしく詠まれて、雨中吟と名付けたる一札にある歌を、何しに入れらる可き。是を以て考へ、又雨中吟の歌を以て思ふに、憲法に立べき歌にあらざるは、風雅集撰ぜられて後の作ごとにて、定家卿の名をかりたるものなるべし。

扱て右の所論に於て、茂睡の第一に主張する所は、雨中吟に憲法的性質の存しないと云ふ點である。それは最初に「然れども十七首の歌、憲法といふべき事とは思はれず」と言ひ、終近くに「又雨中吟の歌を以て思ふに、憲法に立つ可き歌にあらざるは」と言つて居るに見ても明かである。そして、憲法とすべき歌ならば、六義三體等の格に依り、一通り各體に亘つて制を定むべきであり、その歌も「あはれ思のけぶりくらよ」の如く、忌々しき點の明かなるやうに詠むべきであるが、雨中吟十七首は、大體に於て、秋の雨ばかりであり、又詠み振りも忌々しくは無いのであつて、右様の性質に合つて居ないといふのが、茂睡の考へた憲法否定説の第一の要目である。

扱て又第二に、彼の主張する點は、定家が風體あしく詠み残したものを、何うして勅撰集に入れられようやといふにある。それは「定家のわざわざ風體あしく詠まれて、雨中吟と名付けたる一札にある歌を、何しに入れらる可き」と言つて居るに見て明かである。そして、右の二つの理由によつて考へるならば、この十七首に、雨中吟と名付けたる事、並に憲法の意義を附會したる事等は、風雅集撰定後の作り事であるといふ結論に到達すると言ふのである。

右の第一の理由として、憲法ならば六義三體に亘る可きであり、一首々々に就きても忌々しき點を氣付かしむる如く詠むべきであるに、大方秋の雨の歌のみであると言を爲せる根據には、歌が決して憲法十七條に則つて作られたるものに非ずして、反つて以前より存したるものであり、禁制の意義の方が後人の手によつて附會されたものである事の確信が存して居たものと思はざるを得ない。

又第二の理由として、悪歌の標本の中より何を苦しんで勅撰集の歌をえらぶであらうかとの反駁を爲せる半面には、此等の歌には、最初何等禁制の意味など附會されては居なかつたといふ確信の存したる氣配が感じられるのである。

故にこの一節の最後の部分、

風雅集撰せられて後の作りごとにて、定家卿の名をかりたるものなるべし。

といふのは、雨中吟の名稱と、憲法の意義、この二つが後世の作りごとであると言ふのであつて、歌十七首を偽作と斷定したのでは決してあり得ない。

もし茂睡にして、歌をも後世の偽作であると考へて居たのであるならば、

是を以て考へ、(風體悪き歌ならば、勅撰集に入るはづがないといふ事によつて考へて見るにといふ意)

又雨中吟の歌を以て思ふに憲法に立べき歌にあらざるは、風雅集撰ぜられて後の作りごとにて
とは言はなかつたに違ひない。この一節は、大體「風體の悪い歌ならば勅撰集に入るはづがない。又歌そのものに就いて考へて見ても、何等悪歌の標本でなく、憲法に立つべき歌でもないのは、風雅集撰定後の拵らへごとであるからの事」と言ふ如き意味としか思はれないが、歌を定家の眞作であると見て居ない上は、このやうな論理は生れて來やうがない。

かくて、茂睡の論は、決して雨中吟全體の偽作説と見る可きでなく、これ亦、その歌に就いては、定家作たる事を認めたものと思はれる。

随つて右の一節は、雨中吟全體を偽作と見る説の根據とは爲し得ないものであり、これは唯、禁制の意義と名稱とのみが、偽作であると言ふ主張にとどまつて居ると言ふ事が略明白である。

かくて、梨本集の説によつて、全體的なる雨中吟偽作説を建設せんとする事は、砂上に樓閣を築くにひとしき事となるであらう。

四

以上を要約すれば、明治以前に於て、雨中吟の全體的否定説は、未だ嘗て存しなかつたと言ふ事となる。

換言すれば梨本集の説は、桐火桶・三五記・愚秘抄・愚見抄が、常に偽作とされながら、未來記・雨中吟は終に偽作とされなかつたといふ事實を覆すものではないといふ事である。

故に明治以後の偽作説、亦決して絶対のもので無く、寧ろ考へ直して正否の結論を下し直さねばならないはづのものとなる。

故に雨中吟の評價の歴史的瞥見は以上を以て終ることとし、雨中吟自體の檢證に進まう。これに就いては茂睡の論を考へる時、自づと達した結果のごとく、

一、十七首の歌の眞偽

二、雨中吟の名稱とその憲法的意義の附會

の二問題に分つて考へる事とする。

先づ第一に十七首の歌の眞偽に就いての問題から考へて行かう。これに就いては、その中の一首が、風雅集卷第五秋歌上に

題しらす

前中納言定家

打ちしめり薄のうれ葉重りつつ西吹く風に靡く村雨

と出て居る。しかるに、稻葉正倚の席話鈔は既に早く寶永五年に、雨中吟中の二首が、玉葉集に見ゆる事を告げて居る。これをはじめて世に示されたのは、佐々木博士の日本歌學史である。同書第八章一三八頁に、

雨中吟成立の再吟味

なほ雨中吟のうちなる、「そよ暮れぬ檜の木葉に風落ちて」、及び、「峯の雲麓の霧も色暮れて」の二首、玉葉集に入れるよし、席話抄に注意せり。

と見えて居る。この二首、一首は玉葉集卷第十五雜歌二に、

題しらす

前中納言定家

そよくれぬ檜の木葉に風立ちて星いづる空の薄雲の影

今一首は同集卷第五秋歌下に、

題しらす

前中納言定家

峯の雲ふもとの霧も色くれて空も心もあきの松風

と見えて居る。

右の如く三首はすでに、勅撰集に定家作として載せられて居る所のものである。江戸時代までの評價に遡つて、十七首を偽作と見んと試みても、右の如く三首は少くとも、定家作と認むべきものである。

雨中吟中のある歌は鎌倉時代に於て、既に定家の作と認められて居たのである。然らば更に一步進んで雨中吟の歌は、往昔の評價のままに、その全體を定家作と見なすべきにあらずやといふ疑問が、當然生じて來るのである。

併しながら、しばらくこれを差し控へ、中世は疑書の多く作成された時代故、右の三首を外にした、あと

の十四首は偽作であるかも知れぬとの疑ひを一應發して見る事も不可能の事ではない。

しかるに右の疑問の成り立ちがたい事情が此處に一つ存して居る。もし雨中吟が、玉葉集と風雅集との作を混じたる偽作であるならば、當然玉葉集中の作の交つて居る事は、偽作した一派の者達には意識されて居るはずである。それに二首を採つた玉葉集の方は全く攻撃しないで、唯一首より採らなかつた風雅集のみを非難攻撃すべき理由は存しないのである。しかも玉葉集は藤原爲兼の撰であり、爲兼は二條家の藤原爲世と全く相反した立場に立ち、最も甚だしい論争を引き起した人物である。そして風雅集は花園院の御自撰であり、院は爲兼の傾向に同情を持たれ、随つて風雅集も玉葉集と同傾向の集で、當時の他の集に比し、著しい特色の存する事は隠れも無い事實である。されば、風雅集を誹るべき立場にある人は、當然玉葉集をも批難する人のはづである。しかも唯一首の歌によつて風雅集を誹るよりも二首の歌によつて玉葉集を批難する方が、より効果の大である事を自覺し得る人のはづである。しかるに玉葉集には全く觸れないで終つたのは、觸れなかつたのでなくて、知らなかつたのであると見るの外はない。しかも自ら玉葉集の歌二首を加へて雨中吟を偽作しながら、これを知らないといふ事はあり得ない事である。かく考へて來るならば、雨中吟の歌十七首に就いては、少くともすでに存在して居たものを借用した事が想像されるのである。そして最初からこの一群の歌が存在したとして、その中三首までが、定家卿の作であるとするならば、他の作も亦、定家卿の作と見なす事が當然ではないかと思はれて來る。

- 註 1、「延慶兩卿訴陳狀」は殊に注意すべき物。二條家の立場を擁護し爲兼を難じたものに「野守鏡」がある。又玉葉集の政撃の書に、「花苑連署事書」がある。
- 2、「花園院宸記」正和二年九月十三日の條に、「今夜内々和哥會。左大將。前大納言爲兼以下祇候。爲兼卿和歌殊勝。當世風於和哥者無比類。爲兼は持妙院黨であり、爲世が大學寺黨であつた事は隠れもない事である。
- 3、玉葉集・風雅集ともに、二條家系の歌人の歌は少く、持妙院系の人々の歌が多い。

五

しかも右の想像を一層有力にするものとしては、更らに夫木和歌抄を擧げて來る事が出来る。

夫木和歌集には定家の作七百六十九首を含んで居る。右の中七百四十一首は、定家の歌集なる拾遺愚草並に同員外(六家集刊)の中に存して居る。全くその中に存しない作は唯廿八首のみである。而して、その廿八首中に於ても、十三首までが、雨中吟の中に於て見出されるのである。今これを次に表示しよう。

(但し左の歌の、左側にあるものは雨中吟のであり、右側にあるものは夫木和歌集のである。雨中吟の方は七部抄により、夫木和歌抄の方は寛文五年の刊本によつた。但し、頭上の數字は雨中吟の歌の順位を示し、脚部の數字は國書刊行會本夫木和歌抄に於る、當該歌の所在頁數を示して居る。又、歌の右側の傍點は、兩者に於て異同ある箇所である)

- 1 またれ行く光も、おそき月よりも雨に聞ゆる萩の音かな

またれ行く光にを、しき月よりも雨に聞ゆる萩の音かな 三七七

- 2 打ちしめり薄のうれ葉重りつつ西吹く風になびく村雨

打ちしめり薄のうれ葉重りつつ西吹く風になびく村雨 三〇六

- 3 夢くらき知らぬ外山の鹿の聲さむる枕の雨にたぐひて

夢くらき知らぬ外山の鹿の聲さむる枕の雨にたぐひて 三二二

- 4 秋は行き雨はしづくに降りしめて袖のしりける夕暮の空

秋は行き雨はしづくに降りしめて袖のしりける夕暮の空 四三五

- 5 いく里の雲に心のかよふらんうかぶとかこつ月は雨にて

いく里か雲に心のかよふらん憂かるとかこつ月を眺めて 三五七

- 6 暮の秋階に滴る夜の雨草の庵のかどならねども

暮の秋階に滴る夜の雨草の庵のちならねども 四三五

- 7 をやみせず雨夜の空に泣く涙もりぬしほりぬせく方もなし

をやみせず雨夜の空に泣く涙もりぬしをれぬせく方もなし 一二五七

- 8 星もなく雲間も見えぬ雨の夜に猶待たるるは山の端の空

星もなし雲間に知らぬ雨の夜に猶待たるるは山の端の月 三五七

雨中吟成立の再吟味

- 9 つれづれの山路露けき秋風に、日影ひとつにかよふ春かな
つれづれと山路露けき秋風は、日影ひとつにかよふ春かな 三七四
- 10 そよ暮れぬ楢の木の葉に風吹きて星出る空のうす雲のかげ
そよ暮れぬ楢のひろ葉に風落ちて星出る空のうす雲のかげ 五三二
- 11 たえてこそ山の深さは、詠めつれ秋にわびぬる長き夜の霜
たへてこそ山の深さも詠めつれ秋にわびぬる長き夜の霜 四〇三
- 12 峯の雲麓の霧の色いづれ、空も心も秋の松風 三七一
峯の雲麓の霧の色いづれ、空も心も秋の松風 三七一
- 13 秋ならず物を思はぬ空までも契よしなき夕暮の鐘
秋ならず物を思はぬ空までも契よしなき夕暮の鐘
- 14 訪はぬかし忘れもやしぬ鐘の音にたのめなれぬ明方の夢
訪はぬかし忘れもやしぬ鐘の音にたのめなれぬ明方の夢
- 15 忘れぬらん恨めしと思ひ思ふとても待つべきにあらず訪はんともいはじ
忘れぬらん恨めしと思ひ思ふとても待つべきにあらず訪はんともいはじ
- 16 とへばただまたうたた寝の袖ながら枕も白き軒のひまびま
とへばただまたうたた寝の袖ながら枕も白き軒のひまびま

17 わけもせし尋ねもゆかじ今宵など、生田の小野の木枯しの聲
わけもせず尋ねもいらじ今宵など、生田の小野の木枯しの聲 六七六

右雨中吟と夫木抄との歌の異同は多少存するとは言へ、雨中吟自身すでに諸本に異同が存し、夫木抄にも異同が存するのであるから、右の程度の異同によつては、到底別個の歌とは考へられない。これ等は明かに同じ歌である。

かくの如く十七首中十三首までが、定家卿作である事を示されて居るのであるから、雨中吟なる十七首の歌の一團は、すべて定家作である事を認めるべきものであると思はれる。

さて併し、夫木和歌抄の成立年代が此處に關係を持つて来る。この書が藤原長清の私撰である事は跋にも見えて居るが、この長清に關係せしめて、國書刊行會本の解題は、次の如き推定を下して居る。

本書第三十六、雜部十八に、永仁二年藤原長清が家歌合の歌として、參議爲相卿の詠を載せたるに據り考合はすれば、略ぼ是を察すること難からず、即ち永仁は伏見天皇の年號、玉葉集は花園天皇正和二年伏見上皇の勅によりて撰集せしものなるを以て、長清の本書を撰集せし時代は、伏見天皇の朝、若しくは是を去ること遠からざる頃なるを知る可き也。

これに依れば、夫木抄が玉葉集以前のものである事は明白であるが、しかし、同集中には永仁の次なる乾元

・嘉元等の年號も見えるのであるから、今一應の精査を必要とする。これに關しては、同集中の爲相・爲兼兩人の官位に就いて極めて簡略に調べた結果、略ぼ延慶三年十二月以前と推定し得たのであつた。しかるに、その後岡田希雄氏が「夫木和歌抄私見」に於て、精細な考證の結果、

そは花園天皇の延慶三年中であつたらうと答へたい。

といふ結論に達せられた事は、益々延慶三年説を確實にするものと言ふ事が出来る。

かくて夫木和歌抄は、玉葉集よりも更に足かけ四年早く生れたものであり、これに定家作と明記されて居る事は、雨中吟の諸作が定家作たる事を信ぜしめる、一層有力な根據となり得ると思ふ。かくて、何等反證の存せざる限り、雨中吟の歌は、定家作と見做されねばならないのである。

註 1、「青樹」第三卷第二號、一三、一四頁。

2、「國語國文の研究」第二十五號所載。同誌三〇三頁。

六

かくて、雨中吟の歌が定家の眞作なる事は、略ぼ明白と思はれるが、次に雨中吟の歌數に就いて考へて見よう。この點に關しては、先づ十三首の歌の詞書を考へて見る必要がある。よつて、次に今一度、詞書を附し、夫木抄の卷次を追つて十三首を列記して見よう。

(左の歌の頭上の數字は、雨中吟に於る歌の順位を示す)

- 2 或抄中 打ちしめり薄のうれ葉重りつつ西吹く風になびく村雨 (卷十一薄)
- 3 或抄中 夢くらき知らぬ外山の鹿の聲さむる枕の雨にたぐひて (卷十二鹿)
- 5 或抄中月歌中 いく里か雲に心のまどふらん憂かるとかこつ月を眺めて (卷十三月)
- 8 星もなし雲間に知らぬ雨の夜に猶待たるは山の端の月 (卷十三月)
- 12 或抄中 峯の雲麓の霧の色いづれ空も心も秋の松風 (卷十三霧)
- 9 或抄中 つれづれと山路露けき秋風は日影ひとへにかよふ春哉 (卷十三秋風)
- 1 或抄中 待たれ行く光に惜しき月よりも雨に聞ゆる萩の音かな (卷十三秋雨)
- 11 或抄中 たへてこの山の深さも詠めつれ秋にわびぬる長き夜の霜 (卷十四秋霜)
- 6 空階滴雨といふ事を 暮の秋階に滴る夜の雨草の庵のうちならぬとも (卷十五暮秋)
- 4 或抄中 秋はゆき雨はしづかに降りしめて袖の知りぬる夕暮の空 (卷十五暮秋)
- 10 家集 そよ暮れぬ櫓のひろ葉に風落ちて星出る空のうす雲のかけ (卷十九星)
- 17 家集 わけもせず尋ねもいらじ今宵なぞ生田の小野の木枯しの聲 (卷二十二野)
- 7 或抄中 をやみせず雨夜の空に泣く涙もりぬしをれぬせく方もなし (卷三十六戀)

右の如く一首は詞書が存しないが、この類は先の「或抄中月歌中」とある歌の次に位置して、二首並んで

雨中吟成立の再吟味

居るが故に、この詞書が兩方にかかると思ふ事を得る。又「空階滴雨といふ事を」と言ふ詞書のも一首。更に「家集」とするもの二首。しかし定家の家集として現存する拾遺愚草並に同員外には、この二首を發見する事を得ないのであるから、この詞書は、確かに何等かの誤であらうと思はれるのである。

かくて、右の十三首の詞書の中、誤と思はれる詞書二つ。歌の所在に觸れて居ない詞書一つ。而して残り十首の詞書は「或抄」なるものを指示して居る點に於て、一致して居る。そしてこの「或抄」といふのは一體何者であるだらうか。

一體定家はその百首・五十首の類を殆どすべて家集に收めたと思はれる。勅撰集に於て、定家作の百首・五十首等の中の作なる事の知らるるものは、すべて家集の中にその百首・五十首等を見出し得るのであつて、家集に收められなかつた百首・五十首等の名を傳へるものを見得ない。故に此處に「或抄」なるものが、百首等の類ならば、此等の歌を含む所の百首・五十首等が、家集にも收められたであらうし、收められずとも玉葉集・風雅集の同歌の詞書には、明かにその旨が記された事であらう。又夫木和歌集も大體に於て、原據たる歌合・百首・五十首等の名を掲げるやうにして居るが、玉葉・風雅の詞書にも題知らずとされて居り、夫木抄に於ても他の場合と全く事情を異にして、「或抄」と殊更ら記されてある點を考へるならば、これが百首歌等の如く、一定の規約のもとにまとめられてあつた歌群でなかつた事が明白である。

更に又、雨中吟の歌に就いて見るも、はじめの十二首は秋の歌であり、次の四首は戀歌であり、終の一首

は冬の歌であるが、これ等の數を考へて見ても、配列の順序を考へて見ても、決して百首・五十首等の斷簡とは見られないものであるから、これは如何に見るも最初から斷片的な歌稿であつた事と思はれる。かくて雨中吟なる抄物は、本來定家作十七首の歌稿であつて、別に雨中吟など言ふ名も禁制の意義も無い、無名抄であつたと見る事が許されると思ふのである。

そして又、此等の歌が定家作であり、禁制の意義も存しなかつた事の傍證となし得べきものが存在するならば、一層この考が確實性を益すわけであるが、微弱ながらこの目的に沿ふものとして、愚見抄と愚秘抄とを挙げ得ると思ふ。

先づ愚見抄に、雨中吟第十五歌がとられて居る。和歌指南抄に入れられた板本の愚見抄を見ると、

忘れぬらん恨めしと思ひ思ふとも待つべきにあらずとはんとも言はじ

これ亦大事の體也。ゆめゆめ初心のほど詠むべからざる歌さまなり。

と言つてある。さて又愚秘抄にも同じ歌が載つて居て、同類の言葉が書き添へてある。

忘れぬらん恨めしと思ひ思ふとも待つべきにあらずとはんとも言はじ

此等は上代にもありがたく、末代までも語るべき類にや侍らん。

愚見抄・愚秘抄の兩書に、雨中吟の歌が、大事の體として載せられて居る一事は、また以て、雨中吟の歌の定家作たる傍證となる。

何となれば、此等の諸書が鎌倉期の偽作たる事は確實であるが、これは定家に假托された偽書である。しかも和歌師範家の對立の形勢險惡を極めて居つた時の事である。かかる時期に於る歌學上の偽書が、引用歌までを偽作するの危険な事は、勿論であつて、引用歌までが偽作であつては、到底その書に權威を與へる事は思ひもよらない。これを以て推せば、此等の偽書にこの歌の見えて居る事は、鎌倉期に於て、雨中吟の歌が定家作と信ぜられた事を證明するものに外ならぬであらう。

註 1、六家集刊本中の拾遺愚草並同員外をもととして言ふ。

2、續群書類從和歌部の愚見抄には、この歌「點ぬらん恨めしと思ふとても待つべきにあらずといへ共いはじ」となつて居るが、著しい誤寫と思はれる。歌はもとのものであつたと考へられ、指南抄中の愚見抄が正しいのである。

七

以上に依つて第一問たる歌の眞僞に關しては、定家の眞作と信じ得べき結果に到達した。次には、雨中吟の名稱と、憲法的意義の附會との方面に、問題を移さねばならぬ。

その豫備段階として、先づ雨中吟の傳系を考へて見なければならぬ。これは背後の事情を想像し得る爲に必要の事である。

扱てこれに就いて、暗示を與へるものは、不思議にも、三五記・愚秘抄・愚見抄・桐火桶である。愚見抄に、
詩歌の十體相ともに相違なきにや。三五記に精しくは分ちあてて侍り。

とあつて、愚見抄は、明かに三五記の存在を豫想して居る。さて又桐火桶には、

凡當道の大事は、大略鶉の本末(愚秘抄のこと。筆者註)に申侍りぬ。

と書き起して居て、明かに愚秘抄の存在を豫想して居る。又三五記には、

惣じての用心などは、鶉本に精しく申したりしかども、尙ただいくらもこの事は申したくて、又書きとどめ侍るべし。

とあつて、三五記も亦、愚秘抄の存在を豫想する。愚秘抄・三五記・愚見抄の一系と愚秘抄・桐火桶の一系とは、各々互の間に聯關を持つて居る。これは同一系統の人の手によつて作られた事を想像せしめる。しからは、これ等の偽書は、何れの流派の作であらうか。

これに關し、桐火桶には普通奥書が存しないが、野村八良氏所藏せらるるものは、

建保五年蠟月下旬記之訖

遺老藤原朝臣定家

弘長二年七月二日彼自筆相傳訖

藤原朝臣爲氏

とあり、更に

以祖父卿自筆本書寫校合訖

法眼源承

雨中吟成立の再吟味

とある由である。そしてこの奥書に見れば、少くも、野村氏本は二條家系の傳本と見られ得る。而して桐火桶に書名を傳へた愚秘抄の奥書を見ると、本末兩方に存するが、本の奥書は

干時建保五年霜月廿七日重道之故且懷子之故仍陵老心舒書旨耳

前中納言藤原朝臣定家在判

以彼自筆本實治元年十月比於小山幽栖染筆畢

前大納言藤原朝臣爲家在判

弘安二年八月十一日相傳

前中納言藤原朝臣爲氏在判

とあり、末の奥書は、

干時建保五年十二月十七日記之畢

前中納言藤原朝臣定家判

以彼自筆本書寫校合畢

大納言藤原朝臣爲家判

弘安七年蒙免書寫畢

權中納言藤原朝臣爲氏判

とあつて、鶴本は十一月十七日、鶴末は十二月十七日の奥書で、桐火桶は十二月下旬の奥書であるから順序として矛盾はない。そして傳系も亦二條家系であつて、桐火桶と一致する。しかるに、愚見抄の奥書を見るに、

建保四年十一月十三日終功畢

遺老藤原朝臣定家

とあり、愚見抄が存在を豫想して居る三五記の奥書を検するに、鶴本には

遺老藤原朝臣定家在判

建保五年八月廿八日記之畢

以彼本干時實治元年十月廿九日於京極宿所書寫之

藤原朝臣爲家在判

文永六年二月七日彼自本相傳畢

藤原朝臣爲氏在判

永仁三年七月六日彼自筆本相傳畢

藤原朝臣爲實在判

とあり、鶴末の奥には、

建保五年九月五日記畢

遺老藤原朝臣定家在判

以彼本干時實治元年十一月六日於京極宿所書寫畢

藤原朝臣爲家在判

文永六年十二月七日彼自筆本相傳畢

藤原朝臣爲氏在判

永仁二年七月六日彼自筆本相傳畢

藤原朝臣爲實在判

とある。この奥書からすれば、まさしく三五記は愚見抄よりも後に書かれた事となるのであるが、更に又、三五記がその存在を豫想して居る愚秘抄の奥書は、先に示した如く、建保五年十一月十二月であるから、これは又三五記よりも更に後に生れたものとなつて来る。この様にして、内容よりすると、奥書よりすると依つて、この三書の順序が全く逆となつてしまふ。このやうな次第で、この奥書は全く信用し得ないものであつて、これによつて傳系を明かにし得るとは言へないものである。かくて、愚見抄・三五記・愚秘抄・桐火桶の四書は、奥書によれば、ともに二條家系の傳本の如くであるに拘らず、しばらく決する事を差し控へなければならぬ。少くとも桐火桶以外の三書の奥書は、決して信じ得べきものでない。

而して、右の如き、本文と奥書との間に於ける矛盾の原因を考へるに當つて、注意すべきは、右四書に對する二條家系と冷泉家系との態度が甚だしく異なつて居る事である。

先づ二條家系のものから見て行かう。鎌倉時代の歌學說の集大成と見るべき頼阿の井蛙抄は、定家の近代秀歌・詠歌大概・毎月抄を掲げて居るが、右の四書に就いては、全く沈黙を守つて居る。

頼阿に教を受けた二條良基の近來風體抄・愚問賢註にも、右の四書を全く引かない。

頼阿の系統を受けた堯孝法印に教を乞ふた東常縁の東野州聞書には、

一、三五記の事、非_ニ定家卿作_一。

とある。東常縁の門弟であつた宗祇の未來記雨中吟抄に、雨中吟第十五歌を批評して、

此歌を愚見抄とやらん言へる物に、定家卿の自讃の歌と言へり。如何でかは自讃の歌を、此抄に入れられ侍らん。かの愚見抄は桐火桶の類也。

と言つて、兩者を一蹴する。又宗祇・西三條實隆・公條・實枝・細川幽齋・後陽成天皇と古今傳授が傳へられるが、その後陽成院未來記雨中吟御抄に、雨中吟第十五歌を批評せられ、

彼の愚見抄、桐火桶の類にや、又或抄に、同前の義ながら、和歌の愚見抄といふもの、定家作と云々、

此歌自讃と有り、二條家はひひやぶる事也。

とある。同時代に、烏丸光廣の耳底記には、第二節に、

鶴本末鷲本末桐火桶此五帖、定家の製作の書にあらず。

とある。以上の如く、二條家流に於ては、そのはじめは、これに就いて語らず、後に至てはこれを否定して居るのである。これに對し冷泉家の態度は著しい對稱を爲して居る。

次に冷泉家流の態度を見よう。先づ第一に、略二條良基と時を同じくして、これより長生したる今川了俊は冷泉爲相の子爲秀を師とし、これを助けたが、その了俊辨要抄に、

和歌の秘々、詠歌一體・愚見抄、詠歌大概・古來風體抄・毎月抄等也。

と言つて居り、その教を受けた清巖正徹は、清巖茶話に、

定家卿の書きたる愚秘とやらんに、幽玄體を物にたとへて言はば……朝雲慕雨をながめたる體を幽玄體とは言ふべしと書きたり。

とあつて、外にも書名は記さないが、愚秘抄等の説を、そのまま取つて來て居る。

次に又、釣舟は作者を明かにしないが、冷泉家流のものらしい。その中に、

又稽古の指南には、八雲の抄・三五記・僻案抄、桐火桶・菟本・鷲末是等に過ぎたる物ある可らず。

とある。大體に於て、二條家系の態度の否定的なのに對して、冷泉家系の態度は肯定的であると云はねばならず、兩者の間には著しい對立的差異があらはれて居るわけである。そして、冷泉家系の肯定的態度そのものより推察の歩を進めるならば、愚見抄以下の四書、惣じて冷泉家系の傳でないかと想像されるのである。

而して、この推測に力を與へるものとして、北畠准後の親房卿古今集序註の言を取る事が出来る。その言を見るに、

……六義事、定家爲家卿まで随分沙汰せられたると見ゆ。而を近來宗匠の家、定家卿の如し此の口傳を書たる書二合あり。一合には上を鶴を木繪にして、一合には鷺を木繪とす。仍うさぎと名付て、爲家卿までは、身をはなたざる物あり。爲家卿薨じける時、室家の尼阿佛局歌の文書を取て關東に下向す。其後嫡子爲氏卿の訴訟に依て、龜山院御時、被下院宣於關東、彼文書を召渡さるる時、舊より目錄もあり諸人存知の文章等は、皆渡之。而をうさぎの箱の納物までは、爲氏卿も委知せざりけるにや、彼秘傳書をば是を留て、あらぬ物共を入れて渡にけり。此故にや爲氏卿以來は、六義等の事をも沙汰せず成ぬ。爲相卿方にも、密々には此口傳あるよし自稱しけれども、公家武家沙汰有て、文書を渡さるる時、此鶴鷺の箱の納物を被留たる事、依難露顯、あらはには不言之。然ば道の陵遲不便事なり。

とあるが、ここに鶴鷺の木繪の納物に隠されて居た秘傳の書物とあるのは、直ちに鶴本末・鷺本末の事ではないかと考へさせられるのである。而して阿佛關東下降の時、携へて行つたが後に別物を入れて箱のみを渡したとか、それまでは爲家が身をはなさなかつたので、爲氏も知らなかつたとか、此等の事が何の程度まで信じ得べきであるかは第二とするも、とに角二條家に於て與り知らぬ歌の六義の口傳があると、冷泉家の方でその當時自稱して居た事は、この文によつて知る事を得る。そして、二條家系に於て公然定家の説として

用ひられた所の、毎月抄・近代秀歌・詠歌大概に、六義に關する所説の無いに對し、三五記・愚秘抄等に、これの存する點より見れば、冷泉家系が六義の口傳ありと自稱した、その書物が、即ちこの鶴本末・鷺本末等の諸書であつた事を想像せしめる。又鶴と鷺との木繪の納物と言ふ事が、既に餘りにも鶴本末・鷺本末の名稱と關係のあり過ぎる事を示すのである。

しかも亦、この口傳のある事を、密々には自稱するも、あらはには言はぬと言ふ冷泉家の態度が、又この口傳なるものの確かでない事を示して居る。冷泉家系の控へ目な宣傳の態度は、その當體が偽作されたるものである事を感じしめるであらう。この點からも、この自稱の口傳が三五記・愚秘抄の類である事を思はしめる。冷泉家は、爲氏・阿佛の確執を、巧みに利用し、爲氏にかへすべき口傳をかへさずに隠し持つて居るといふ形にして、偽書を作つたのである。されば、右引用の文に記す所は、史實としては如何であらうとも當時冷泉家系より發せられた宣傳は、まさに斯くの如き形をもつて居たものであつて、北畠准後は、それをそのまま書きとめたものと見る事を得るであらう。

かくて、三五記・愚秘抄等の諸書は、冷泉家系の偽作であつたのである。

しかるに二條家相傳の如き奥書がこれに附せられるに至つたのは、何故であるかを考へて見れば、これは二條家系の者が盗み取つて奥書を偽作したものと見なければならぬ。

右の推定を裏書するものは、今川了俊が落書露顯に於る左の言葉である。

後家（阿佛尼のこと。筆者註）抄物は、爲相卿一人の外は、定家卿の子孫の中に不_レ及_ニ披見_一物也。鶴の本末とか言ふ秘抄も、二條家には名をだに不_レ尋知_一をも、かの爲實朝臣の號ニ口傳云云_一。さらさら心得がたき事どもなり。

爲實朝臣は、尊卑分脈によれば、爲氏の子、二條爲世の弟であるから、歌系としては、二條家系に屬するものであり、この了俊の言は、現在普通の三五記・愚秘抄の奥書が、定家・爲家・爲氏・爲實の順序となつて居ると全く一致するのである。因に了俊が爲實の口傳と言つたのは、相傳の事とすべきであらうか。

かくて、右の諸書は、現存のもの奥書が、二條家系統のものらしいに拘らず、冷泉家系のものなる事が略々確實であると思ふ。右の諸書は、一般には、從來奥書によつて、二條家系のもの如く見られて居たのであつたが、冷泉家系のものである事を言ひたい必要上、冗長の言を費した次第である。

右の如く決定して、再び本問題に立ち歸り、雨中吟中の作の散見する諸書にして、管見に入つたものを全部を列舉すれば、

愚 秘 抄	冷泉家系
愚 見 抄	同
夫木和歌抄	同
玉葉和歌集	京極家系

風雅和歌集

同

の五であるが、右冷泉家と京極家とは阿佛尼の時代以來接近して居り、歌風も相似て居る。ことに爲相と爲兼とは、家傳の書の貸借をも爲して居るのであつて、これを一つにして反二條家派と見る事を得る。

而して雨中吟中の作がこの反二條家の系統の書にのみ存在し、且冷泉系の書に殊々見えて居る點よりすれば、雨中吟が、阿佛尼の手を経て、冷泉爲相に傳へられた抄物古草紙中の一つである事は、想像するにたたく無いと思はれる。

註 1、「國文學研究史」百六十五頁。

2、「大日本歌學史」百三十二頁には、「彼家抄物は爲相卿一人の外は定家卿の子孫の中に不_レ及_ニ披見_一物也。鶴の本末とか言ふ秘抄も二條家の外には名をだに不_レ尋知_一をも、かの爲實朝臣の號ニ口傳云々」と引用されて居る。傍點の箇所が著しく異なるが、かくては意味が通じがたく思はれる。又かくの如くなり居る古寫本を未だ見得ないので類從本に従つて置く。

3、「大日本歌書總覽」六十五頁に、福井氏も三五記を冷泉家系の偽作として居られる。但し六十六頁に於ては、愚秘抄上巻を京極家系の偽作とし、下巻は更に後の人の手になつたと見て居られる。

4、「日本歌學史」八十五頁。

5、伊達伯爵家藏定家自筆古今集（爲家より阿佛に傳しものと思はる）の奥に、爲相に返却する際記した爲兼自筆の跋があるのに依る。

雨中吟成立の再吟味

八

雨中吟が阿佛尼の手を経て冷泉爲相に傳へられた、無名の歌稿であつた事右の如しとするならば、或はこれに禁止法的意義を附會し、或はこれを風雅集攻撃に利用した所の者は、冷泉家系に對立した二條家系の人であつたと想像せざるを得ない。

雨中吟が右の如き性質を附與されて居る事を最もよく示すものは、明應八年の奥書ある宗祇の未來記雨中吟抄(七部抄の内)と、同じく明應八年の奥書ある假寢能寸佐美(續群書類 從の内)とである。

而し兩者ともに、二條家系のものである點は注意すべきである。

しかるにそれより三十九年前の寛正二年の奥書ある心敬僧都のささめごとに、

歌には未來記とて、嫌ひはべる體あり。(中略)「ふりて世に天かしたかへ花の風」「ほととぎす鳴かずば

秋の月夜哉」これ等のたぐひ、未來記の最一なるべし。いかばかりもつつしみ侍るべしとなり。

とあるのは、明かに未來記に禁止法的性質の存する事を示したものである。當時すでにかかる性質があつたとすれば、その發生は寛正二年より更に溯らなければならぬ。

所が、寛正二年より三年前の長祿三年に寂した正徹の言を書き取つた清巖茶話には、

一、歌には秀句が大事にて侍る也。定家の未來記といふも秀句の事を書きたる也。

と見えて居て、此處では未だ未來記は禁制の書ではなくて、反つて、秀句の見本とされて居るのである。かくて、未來記の禁止法的意義は、略ぼ正徹存在の晩年の頃に發生したものと見得るのでなからうか。而て未來記・雨中吟が常に並稱される事の多いのを思へば、恐らくは、雨中吟の禁止法的意義も、未來記のそれと並行して同じ頃に發生したことを想像し得るのではないであらうか。

勿論正徹に限らず、反二條家系の人であるからは、二條家系の者が未來記・雨中吟等を悪用しはじめた後と雖も、これを自己の立場よりして辯護し、又は使用しないとは限らない。又二條家系の者が、正徹の時代より、より早く此等の書を悪用しなかつたとも保證出来ない。併しながら、今の所、正徹以後に未來記・雨中吟等を秀歌の見本のごとく説いたものも、心敬以前に於て是等を禁制の體の見本のごとく説いたものも、その何れをも知つて居ないので、普通に知られ居る資料のみを素直に解して、右の如く、正徹存生の間に未來記・雨中吟の悪用が生じたといふ推定を爲さうと思ふのである。

しかし、冷泉家系所傳の定家眞作を取つて、二條家系の歌人が悪歌の標本と爲した、策略的態度には、相當の原因が存したはづである。そして、寛正以前に於て、その原因と見なされ得べきものとしては、唯一つ正徹と堯孝との對立をもとめ得るであらう。

正徹は一條兼良と相結び、禪林五山に於る和歌の巨頭として、鬱然たる大家であつたが、冷泉家系より出て、更に旗幟鮮明な反二條家的態度を取つて居たが故に、新續古今集に入集されなかつた事は、言ふを要し

ない事實である。

而して冷泉家系の作歌態度が、爲兼の一派のそれと共に、より自由であつて、二條家系のそれが、より保守的であつた事は、隠れもない事實である。しかも今の場合特に注意すべき點は、その模範とすべき歌風が兩系によつて著しく異つてゐる點である。即ち冷泉系に於ては、終始一貫定家盛時の歌風が模範となつて居たが、二條家系に於ては、むしろ定家の子爲家の歌風が模範となり、且又時代によつて著しい動搖が存したのである。

先づ二條家系の態度を見ると、頼阿の井蛙抄には、

——民部卿入道(爲家のこと。筆者註)被申けるは、亡父(定家のこと。筆者註)歌殊勝なれども、歌見知らざらん子孫、みだりに撰入せば、あしかるべき歌多し。我歌はをろかなれども、たとひ歌知らざる子孫の撰び出したりとも、さまで悪しかるまじき歌を詠じ置て侍る也云々。

とある。これに依れば爲家は、定家に及ばぬ事を自覺して居るが、又風體の異なることをも自覺して居る。しかして頼阿は、爲家の歌に傾いて、彼の師爲世とともに爲家を追ふものの如くである。同じく井蛙抄に爲世の言を引いて、

故宗匠(爲世のこと。筆者註)云、俊成は幽玄にて難及、定家は義理深くして難學。ただ民部卿入道躰を可學の山深相存也云々。

と記して居ることが、一層その感を深くせしめる。しかも頼阿に教を聞いた二條良基は、今一步明確に爲家の歌風を讃へて居る。今來風躰抄に、

一、新古今ほど面自き集はなし。初心の人にはわろし。

と言つて、定家盛時の歌風と言つて誤のない、新古今の歌風を壓へ、更に、

一、勅撰は續後撰、民部卿入道(爲家)獨して撰ばれしかば、風躰この集よしと申き。

一、實治民部卿入道の御百首、歌の本にて侍るべき由申き。

と言つて、爲家の歌風に據るべき事を明かにして居る。これが堯孝になると一層甚しさを増す。東野州聞書に、

一、慈鎮和尚定家卿被遣たる狀に、御詠亡父卿歌人御入候。定家等以の外歌つくりにて、西行稱所天下第一候、是猶以歌作にてと書たる由、阿州物語あり。其後常光院(堯孝のこと。筆者註)にて、直ちに此事聞侍るなり。秘々なり。

とあるのは、井蛙抄に、

——京極中納言入道被進慈鎮和尚消息云、御詠又は亡父などこそうるはしき歌よみにては候へ。定家などは知恵の力をもつてつくる歌作也。

とあるのと同じ言葉によつたものであらうが、常縁の頭には、それが餘程激しく、極端にひびいたらしい事

が、その文の調子で察せられる。

かくて、定家の風躰、いはば新古今集の風躰は、終始一貫して避けられたとともに、鎌倉時代に於て爲家の歌風の尊ばれたのが、頼阿の出るに及んで、更らに下つて草庵集の風躰が尊崇されるに至つた。

これに對しては、冷泉系の歌人は擧つて反對したのであつて、既に早く今川了俊が、落書露顯に冷泉家系の立場からの攻撃を記して、

又近代は、歌の聖の如くに頼阿法師をば人々存じて、草庵とかいふ家集をのみ、或はへつらひ、或は盜み詠む輩も侍るにや。さるはかの法師もただ一節詠みえたる姿の外をば、つやつや詠み侍らす。

と言ひ、正徹の言としても、東野州聞書の中に、

招月庵(正徹のこと。筆者)へまかりたりしに、「常に見て可然物は、三代集のほかになにか侍るべき」と問ひ申したれば、「常光院の人に申さるるは、草庵集の躰と被申由傳承候。さりながら歌は、ややもすれば末の代に引かるるのみなり。さるを、頼阿時分に心をかけん事あまりに侍るべし。……」

といふ記事が存して居る。

これを要するに、二條家流は、爲氏・爲世・頼阿・良基の時代に於ては、爲家の風を手本とし、頼阿以後ながく草庵集の風を模範としたのであつて、新古今風は初心に悪しと言ひ、定家は以ての外の歌作りであると批議して、これを黙殺否定せんとして居るのである。

しかもかくの如き二條家系でありながら、突如として、堯孝の頃より定家崇拜の態度を生じて來て居る事は注意すべき現象と思ふ。しかもそれが、新古今集又は拾遺愚草の歌風に於る定家への復歸ではなくて、百人一首と新勅撰集とによる定家への復歸である點は、特に注意すべきである。普通に定家の歌風と言へば、新古今集又は拾遺愚草の事を考へるのであるから、この定家への歸り方は苦しい歸り方である。これに就いて最も時期の早い文献は、矢張り東野州聞書に於る堯孝の言である。それには、

一、十一日合點の禮にまかる。其時申しは、定家卿の歌の本意をば、新勅撰にえらび入れられたるわが歌にて、知るべき由申。頼阿庭訓とかや申。眞に道の一の悟りなりと存る也。これに過て、能く定家卿の本意を知るべき事なし。

とある。堯孝が新勅撰の定家歌をすすめると、常縁は歌道第一の悟りであると受け入れる。

次いで、文明十一年の宗祇の老のすさみに、

道の爲に見侍るべき物は正風躰・秀歌大略・百人一首・秀歌大躰・近來秀歌・未來記等なるべし。

とあつて、百人一首の名があらはれて居る。

翻つて、新勅撰集と百人一首とが、採用された理由と解してよいと思はれるものは、宗祇の百人一首抄(和歌七部抄の内)に於る言である。それは次の如くである。

是を撰び置るる事は、新古今集の撰、定家卿の心になはず。其の謂は歌道は古より世を治め民を導く

雨中吟成立の再吟味

教戒のはじめたり。しかれば實を根本にして花を枝葉にすべき事なるを、彼の集はひとへに花を本として、實を忘れたるにより、本意と覺さぬなるべし。されば黄門(定家のこと。筆者)の心顯れがたき事を口惜く思ひ給ふ故に、古今百人の歌をえらび、我が山庄に書をかるる物也。……其の後後堀河院御時勅を承て新勅撰をえらばる。彼の集の心此の百首と相同じかるべし。……此百首は二條家の骨肉なり。

奥書は文明十年である。そしてこれより二十二年目なる明應八年の奥書ある假寝能寸佐美には、

問云、如何やうの歌を本として學ぶべきぞや。

答。同卿の作百人一首これを本となすべきにこそ。……總じて此道は、代を治め民を導く教戒の端たりしかれば實を根本にして、花を枝葉になすべき事也。それを新古今の頃の作者、ひとへに花をとり、實を捨てて見ゆるを、定家卿かなしびて、此抄をしたため給ふとぞ。

とある。要するに、新勅撰集と百人一首とを採るのは、新古今風が定家の本意で無いといふ點にあるのであるが、これは明月記の記事などによつて強ひて曲解したものである事は、略ぼ明かであると思はれる。更に新勅撰は古くから定家の心事を疑はしむる材料となつた所のものであり、本來ならば標準の集に取る事は出來ないはづのものと思はれる。

かくの如き新勅撰集を採り、更に百人一首を採つて、新古今集を排し、隨つて定家の中心的な作風を排した所には、堯孝・常縁等をして、しかせざるを得ざらした相當の事情の存した事が、想像出来るのである。

ことに、新勅撰集の風調が定家等の風に近い事と、新古今集の風調が京極家・冷泉家等の風に近い事は注意すべきである。

恐らくこれは一つには、反二條派の定家崇拜と、新古今集擁護とに對する對抗策である。二つには定家を捨てて爲家・頼阿等の風跡を追つた二條家系の態度に向つて、反二條派の痛烈な攻撃のあつたのに對し、自己防衛の爲にした彌縫策である。そして、この對抗防衛の策が、堯孝頃に強く見え初めるのは、正徹に至つて、反二條家的旗色が、最も激烈となつた爲であらう。

すでに今川了俊は、了俊辨要抄に、

爲相・爲秀卿の歌は、たとへばわろきにて侍れども、心を高くかけ給ひて、新古今の風體をも學び給ふべければ、……

と言つて、冷泉派を讃へ、落書露顯に、

草庵とかいふ家集のみ、或はへつらひ、或は盗み詠む輩も侍るにや。さるはかの法師も只一節詠みえたる姿の外をば、つやつや詠み侍らす。

と言つて、頼阿を壓へて居た。しかしこの態度は、正徹に至つて一層尖鋭となる。東野州聞書を見ると、正徹は先づ常縁に次ぎの如く教へて居る。

常光院の人に申さるるは、草庵集の跡と被申由傳承候。さりながら歌は、ややもすれば末の世に引かる

るのみなり。さるを頼阿時分に心をかけん事、あまりに侍るべし。定家卿の比にも、彼作者勝りたらば
さも侍るべし。さも侍らざば、拾遺愚草・新古今などや常に見習ふべきものにはよく侍るべき由、申さ
れ候也。

又清巖茶話には、

——爲世はいかにも極信なる跡を詠まれし。頼阿・慶運・淨辨・兼好などといひし上足も、皆家の風をう
くる故に極信の跡をのみ此道の至極と立てて詠み侍しかば、此頃ほひより歌は損じけるなり。

とも言つてゐる。しかも以上の二書を通讀しても、正徹の言々殆どすべて定家の教を言ひ、定家の歌を語る
ものでないものはない。

かくて正徹は斷然として定家を立て、新古今風を主張し、そして二條家派の歌を排し、草庵集を攻撃する
正徹が、

我は定家宗にてはつべき上は（東野州聞書）

といつた言には千金の重みがあり、清巖茶話に、

寢覺めなどに、定家卿の歌を思ひ出しぬれば、もの狂ひになる心地し侍る也。もふだる跡を詠み侍る事

定家の歌ほどなる事はなき也。

とある所には、眞に定家を師として仰ぐ者の、仰望と焦慮と熱情とが感じられる。

かくの如くに定家に傾倒したが故に、定家をそれとなく悪口し、排除し、頼阿を以てこれに置きかへた二
條家派の態度に對し、正徹は最初にして最後の決斷を下す。

抑於歌道、定家を難ぜん輩は、冥加もあるべからず。罰を蒙るべき事なり。……不叶るまでも、定家の
風骨をうらやみ學ぶべしと存じ侍るなり。

この徹書記物語巻頭の言は、右の如き事情のもとに解するのでなくては、正當とは言へないと思ふ。正徹と
相許した一條兼良が、古今集童蒙抄のはじめに、

すべて家々の諸説、人々の覺悟、更にこ細を知らずと雖も、歌の道に於きては、定家卿の説をはなれて
はすこぶる傍若無人也。

と言つたのも、同じく定家に對する卒直ならざる空氣が存した事を示すものと言へよう。是等の言は、從來
中世に於て、定家崇拜の極端になつた證據として、屢々引用される所であるが、室町時代の歌界は、しかく
單純に歌人としての定家を崇拜して居つたものでは無い。寧ろ歌界の本流は、實作の上では常に定家の歌風
から乖離する點に存したのである。¹

さてしかし、かくの如き正徹の態度は、堯孝その他、二條家系の者に對して、放任して置けない力を有し
て居た事はたしかである。彼等はこれに對する對策として、矢張り定家を押し立てる必要を生じた。

しかしながら、新古今集又は拾遺愚草の作者としての定家は、草庵集を宗とする、當時の二條家系歌人と

は、餘りにも隔つたる存在である。今さら到底取り得る所ではない。

此處に於て、爲家・爲世・頓阿等の風體に、最も近いものとして、新勅撰集・百人一首を採用し、且これ等は、定家が新古今集に不満の結果撰んだもので、随つて定家の眞意は此處にこそあらはれて居ると説かれるに至つたと思はれる。反二條派への對抗策である事は察するに難くない。

かくて、新勅撰集と百人一首とは、既に、堯孝の末期、又は常縁の代には力強く支持されるに至つたものと思惟せられ、その原因としては、正徹の定家崇拜と、新古今集・拾遺愚草への絶對的傾倒とに對する對抗的心理が、二條家系の人々に大いに働いて居た爲である事を、想像し得るのである。

そして、一度新勅撰集・百人一首の風躰を定家の眞意であつたと揚言するに至つては、新古今集の風躰を壓へる事が一層必要である。雨中吟十七首が、定家の作であり、家集中に存在せず、且又冷泉家系の傳であつた事は、二條家系の者に取つて、誠に類の少い好都合であつたわけである。雨中吟は、かくて、未來記とともに、正徹末年の頃よりして、何時か悪歌の標本とされ、禁制の意義を附會されるやうになつたものであらう。

事情が右の如くであるとすれば、夫木抄にはゆる或抄が、雨中吟と呼ばれて禁制の抄物に改變されたのは、梨本集に言ふが如く、風雅集攻撃の爲であつたのではなく、ただ反二條家派の熱烈なる定家崇拜と新古今集謳歌と、この二つへの自己防衛の爲であつたと言ふ事が出来るであらう。

果然、假寢能寸佐美や、宗祇の未來記雨中吟抄には、未だ風雅集の事は一言も言はれて居らず、漸く三條西實枝の説を荒木田守平の書き取つた二根集（元龜二年）あたりになつて、はじめて見えはじめのやうである。但し同書には、

一、打ちしめり薄のうれ葉おもりつつ西吹く風になびく村雨

未來記の歌ながら風雅集に入る

とあつて、未來記と雨中吟とを混同して居るが、兎に角この歌が、この頃になつて、問題とされはじめた事は分るのである。

註 1、「明月記」建永元年十一月八日の條に、「依仰又切新古今（出入如反掌）以切繼爲事、於身無一分面目、近日和歌沙汰又驚耳目。」とある。

2、「越部禪尼消息」に、「新勅撰はかくれごと候はず候。中納言入道（定家）ならぬ人のして候はば、とりて見たくだに候ざりしものにて候。さばかりめでたく候御所たちの一人も入らせおはしませず」云々とある。

九

ここに於て漸く結論に到達し得るであらう。第一に、雨中吟十七首の作は定家の自詠であつて、阿佛尼より冷泉爲相へ傳へた抄物のうちの一つである。

雨中吟成立の再吟味

第二に、これが雨中吟と名付けられ、禁制の憲法となつたのは、正徹・堯孝の時代と思はれ、その原因は、二條家系の者の、自己防衛の爲の彌縫策に存して居た。

かくて、室町江戸の諸書の言ふ如く、雨中吟の歌は定家の眞作である。又名稱及び禁制の意義の發生に關しては、梨本集の説は改變されねばならないこととなる。そして、以上の如くであるならば、明治以後に於て行はれた雨中吟偽作説は、自然消滅せざるを得ないと思はれるのである。

右は大體、私が在學時代に於て、略々到達し得た所であつた。當時名古屋で刊行されてゐた「青樹」といふささやかな短歌雜誌に少しく關係があつたので、卒業後、第三卷第一號第二號（昭和二年一月、二月）にこの考へを掲げた事があつた。その行文極めて拙で、そのまま放置したのであるが、その後並びに以後に於て、世に出た諸書の權威あるものに、矢張り雨中吟が偽書として軽く斷定し去られて居るので、稿を改める事の必ずしも無意義でない事を感じた次第である。未だ十分ならぬ點に就いては、大方の御教示を仰ぎたいと思ふ。

（昭和五年七月十日稿「國語と國文學」昭和六年一月號）

後 記

本書は過去十年の間おもに注意を傾けてゐた問題について、自然に書きためられた習作を収めたものである。新古今篇、作家篇、文献篇の三部に分けたけれども、この分け方は全く便宜的なもので、作家篇のものも必ずしも傳記考證が主ではなく、文献篇のものも書誌學的研究が主ではない。全體を通じて考への對象にして來たものは新古今調と呼ばれてゐる和歌文學の藝術性、その藝術性と當時の作家の生活との關係、そしてさうした藝術性を作り上げた作家の文學に對する意識であつた。研究の對象がかうしたものであつたから各々の論文は多少とも皆な互ひに叙述や問題の設け方の上で關聯しあつてゐる。尙それ等の諸論はすべて今度手を加へ、題を改めたものが多いけれども、最初の稿の成つた時と、發表の時と處とをそれぞれの終に附記して置いた。

新古今篇の諸論文で解かうと試みた主題は、折口信夫博士の示唆に富む研究に啓發されてはつきりと思ふ事が出來たものであつた。要所には註記したけれども、ここに改め記して事の次第を明らかにしたいと思ふ。

この時代の歌論的意識については特に久松潜一先生の御研究に導かれて、その後を追つて居るに過ぎないのである。尙文献篇のはじめと終とに収めた論文について一言したい。私は卒業論文に定家研究を取つたの

であつたが、右の兩者ともにその一部を發展させたものに外ならない。中に就いて、前者は最初「拾遺愚草研究」と題してあつて、活字になつたのは昭和二年であり、それが私の發表の最初のものであつた。佐々木信綱先生の定家歌集巻頭の解説を隨所に拜借して居る上、私自身の力で書いた所は、殆ど取るに足らぬものであるが、かうした所から出發した事を思ふと捨てがたいなつかしさを感じるのである。それに比べて後者は考證的な問題であるだけに、はじめから結論は殆ど今の通りであつたが、唯叙述だけは次第に精しくなつて、これは昭和六年に「雨中吟偽作説異見」といふ題で活字になつたものを取つたのである。この問題の解決について、その最も重要な點に示唆をいただいたのは橋本進吉先生であつた。又藤村作先生は右の定家研究を早く完成して出版するやうにと再度おすすめ下さり、私もそれに歡喜しながら、當時思索に倦んで仕事をなげ捨ててをつた爲に、自づと先生の御好意を無にしなければならなかつた。しかしこれだけの論文を書きたため得たのは、全くよき定家研究を完成させたいと思ふ心だけは失ふ事なく持ちつづけて居た爲である。さうした事はすべて十年前の思ひ出となつた。私がここまで育つことの出來たのはすべて諸先生の學恩によつてである。

尙その間、變ることなく私を常にはげまし、特に論文發表の機會を得るやうに引き立てて呉れた諸友の好意は、研究といふことについて私を今日の所まで歩み來らせた最も大きな力の一つである。それに對してこの機會に厚く感謝の意を捧げたい。

最後に本書出版のことを人文書院におはかり下つた佐々木信綱先生に、特に厚く御禮を申し上げるとともに、人文書院の清水正光氏の御骨折りを感謝する次第である。

昭和十一年六月十日

著 者

發行所

京都市河原町二條下ル
振替 東京・八二八
大阪・二八一四
三五九番

人文書院

刷印 日一月七年一十和昭
行發 日五月七年一十和昭

納本

檢印紙

郎次景卷風 者著

長 川谷長 入西院洞西町木橋市都京 人刷印

吉久邊渡 下條二町原河市都京 人行發

—(本製社)—

新古今時代

定價金四圓五拾錢

最新刊	最新刊	最新刊
<p>中河與一著</p> <p>隨筆 評論 文藝不斷帖</p> <p>定價 判四〇二頁・總拾五布錢裝</p>	<p>萬葉叢攷</p> <p>著者 信夫 教授 高崎正秀著</p> <p>定價 判三二〇頁・總拾壹錢裝</p>	<p>風卷景次郎著</p> <p>新古今時代</p> <p>著者 判六八〇頁・總拾壹錢裝</p>
<p>創作家を以ては、純文藝に満ちた、 姿を潤し、論議を以て、偶々然と か、わが中河與一氏の名で、その の、質は、中河氏の名で、その 神、文章は、中河氏の名で、その 非常、文章は、中河氏の名で、その い、何れも、中河氏の名で、その</p>	<p>矢張り將來の國文學界を背負つて る。少壯學者の第一線にある人であ る。萬葉集のこの日本思想の精華 は、文字のふき、は、この日本思想 の、高崎先生の解説で、この日本 に、究つ、先生は、この日本思想 の、問、初め、學者は、この日本 に、問、初め、學者は、この日本</p>	<p>次代の國文學界を双肩に擔ふ第一人 者として學界から矚目されてゐる少 壯學者、風卷先生の著書としての第 一冊である。「新古今集」「作家論」 「文獻論」に三大別され、その考案、 吟味の哲學的であることは、風卷氏 の恐るべき頭腦のよさを雄辯に物語 るものである。</p>
<p>院書文人 下修二町原河市都京 允發 番參六壹貳八飯大替振</p>		

刊新最	刊新最	刊新最
<p>見る読む想ふ</p> <p>飯島曼史著</p> <p>定價 貳圓・別紙高級和紙裝幀 十五錢</p>	<p>筆手と足</p> <p>井上吉次郎著</p> <p>定價 貳圓・頁・橋本國雪裝幀 十五錢</p>	<p>長谷川泰造著</p> <p>リ聯要路を占むる</p> <p>ユダヤ人の極東攻略</p> <p>戦争が經濟戰が、租國の危機</p> <p>定價 壹圓五十錢・送料 十五錢</p>
<p>江戸末期の内外多事の秋、畏くも皇妹の御身を犠牲に、公武合體の換子として徳川家へ御降嫁され、よく朝暮の間に幹旋維新の大變革を圓滿に解決されべく努力された宮様。まことに日本婦人の龜鑑であり、その短き御生涯は實に涙せずには居られぬ尊さだ。著者は宮様研究の權威者。</p>	<p>現代日本に於ける、知識階級の讀者を一番多く持つてゐるものは大毎夕刊の短評「風に聞か」である。僅に十五字二三行に盛られた、博識、頭腦のよき、輕快、活達、そして内容の近代性——唯だ驚歎あるのみだ。その筆者の隨筆集。最早や隨筆もこれ以上のものはないと確信する。</p>	<p>著者は滿洲の某機關にあり、金權ユダヤの研究の爲め英・獨・佛に留学の餘。詳細に調査し來つたのが、この驚くべき内容である。今やソ聯の極東政策をみる時、彼が少くなく現るユダヤ人の極東攻略計畫を看よ。日本必陰謀の極東攻略計畫を看よ。日本人の讀書の極だ。</p>
<p>院書文人</p>	<p>院書文人</p>	<p>院書文人</p>

刊新最	刊新最	刊新最
<p>奇術隨筆</p> <p>阿部徳藏著</p> <p>定價 貳圓・美本・候補徳川義親序 十五錢</p>	<p>近婦人の世界を觀る</p> <p>定價 壹圓八十錢・送料 十五錢</p>	<p>和宮様の御生涯</p> <p>宮内省 編修官 樹下快淳著</p> <p>定價 壹圓八十錢・送料 十五錢</p>
<p>徳川侯の序にある通り、阿部氏は奇術即藝術と考へてゐる。アマチュア奇術家の技は、同時に學者だ。その業を擔つたのは、畏くも幾度か台座の裏には絶對に出場せぬ。故に學者の蘊蓄を筆に藝術家として、妙技以上の興味を横溢させてゐる。</p>	<p>マクダラのマリヤやボワリー夫人はもう古い。エレン・ケイ、ハバロック・エリスも新しくない。少くも近代婦人は、歐洲大戰から最近の世界經濟恐慌時代を経て、社會の、思想の一變換期を通つた、思想の持主たればならぬ。而して、かゝる女性の世界を觀たのが本書である。</p>	<p>江戸末期の内外多事の秋、畏くも皇妹の御身を犠牲に、公武合體の換子として徳川家へ御降嫁され、よく朝暮の間に幹旋維新の大變革を圓滿に解決されべく努力された宮様。まことに日本婦人の龜鑑であり、その短き御生涯は實に涙せずには居られぬ尊さだ。著者は宮様研究の權威者。</p>
<p>院書文人</p>	<p>院書文人</p>	<p>院書文人</p>

再版	最 新 刊	重 版
川田順著	慶大助教授 醫學博士 林 謙著	京都醫大教授 醫學博士 越智真逸著
俊成・定家・西行	筆 隨 思想と生理	心 の 衛 生
定價 六判・三三〇頁・送料十五美錢本	定價 六判四〇〇頁・送料十五美錢	定價 六判・二七〇頁・送料拾五錢
萬葉時代と對峙せる短歌の最盛期新古今時代の研究は、年を遡るに深かからむ。著者川田氏が、新古今時代研究の先覺者であることは、言を待たず。本書に收むるは、俊成・定家・隆・西行・藤原・良經に對する萬葉の評論三名歌鑑賞、新古今古萬葉集、藤原家隨論、「西行傳記歌鈔」等で幾多の新説と示唆を藏す。	世界の至寶とされたソビエツトの大生理學者、故バヴロウ教授の門下の俊逸であり、日本に於ける唯一人者慶大の誇りとする新進學者だのみならず、今やその文名は噴々として文筆界に華々しい活躍をつづけてゐる。本書はその著者の最近の隨筆集である。	精神と肉體は密接不離の關係にあるものはない。それが如何に微妙深甚の影響を及ぼすかは幾多の醫學的實驗が證明する。それ故にわれが健康を保持せんせば、疾病を治癒するには肉體的の衛生と精神的の衛生が必要である。
院 書 文 人	院 書 文 人	院 書 文 人
ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大替振	ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大替振	ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大替振
兌 發	兌 發	兌 發

最 新 刊	最 新 刊	最 新 刊
慶大助教授 醫學博士 宇佐玄雄著	大阪特事 政治部長 輪說委員 吉安碧天著	東大助教授 文學博士 金田一京助著
家庭 說得療法	筆 隨 ひつくり返す	學 窓 隨 筆
定價 六判・三五〇頁・送料拾五錢	定價 六判・三二〇頁・送料拾五錢	定價 六判・三二〇頁・送料拾五錢
說得療法——醫者や薬に見放された患者が、宇佐博士の說得療法でケロリと癒る。如何なる療法か。たゞ、病人を說得すればよいのである。これは、一般家庭で應用されたなら、まことに重寶な療法である。是非一家に一書を備へておいて欲しいものである。	百般の世相はかうした見方もある。新聞記事はかうした読み方もある。子供がオモチャ箱はひつくり返す。たやうに、碧天先生は飯の種をひつくり返して、快人一言、快馬一鞭、隨筆にして、筆にあらす、諧一の底に悲痛を傳へ、筆にモアアの中、士屋大夢翁の著者は新開界の博士。	親女であつた情熱の詩人石川啄木のパーソナリテイを左右する偉大な影響を與へた金田一博士の隨筆集。博士の隨筆ほど迫力あるものはない。その中等學校教科書に轉載されてゐるものなどは、何れの學生も涙を流して讀むと云ふ。もつてその内容を知らることが出来やう。
院 書 文 人	院 書 文 人	院 書 文 人
ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大替振	ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大替振	ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大替振
兌 發	兌 發	兌 發

最 刊 新 佐藤潔著	最 刊 新 玩具と縁起	最 刊 新 尾山篤二郎著	最 刊 新 隨想 作歌道雜話	最 刊 新 河井醉茗著	最 刊 新 隨筆 南窓
定價四六判・四五〇頁・占版四〇〇價入 參圓入拾錢・送料拾五錢			定價四六判・三七〇頁・別裝布裝 圓・送料拾五錢		定價四六判・三三〇頁・別裝和紙裝 圓入拾錢・送料拾五錢
玩具の蒐集家であると同時に、玩具を系統的に研究してゐる唯一の學者である。本書は玩具の持つ醫學的役割、迷信的役割を、全國六百種のものに就いて叙述したものである。好事家は勿論、玩具蒐集家の指導書として、座右に、旅の鞆に入られ度い。		作歌道雜話——稍々専門的な名稱の嫌ひはあるが、内容は多趣多岐、然も輕快洒脱、歌のウの字も知らぬ、人も企及せずして歌の眞諦を知り、不知不識のうちに現歌壇の全幅を會得する事が出来る。著者は實作者として、歌壇の重鎮であり、批評家として最高峰である。	詩壇の元老であり、同時に文壇のベタランである著者自選の隨筆集である。本書は唯だ詩人としての隨筆に止らず、文壇五十年の回顧録であり、プロフェキールでもある。詩人らしいデリケートの筆、幽谷の谷間の關の様な氣品は、他の隨筆に見られぬ。		生馬の目をわく世界隨一の大都市ニユーヨークの特派員として、令名を馳せた著者は、今や大阪朝日の「新知識」として、「頭腦」として論說委員として活躍してゐる。本書は著者の該博な智識と、趣味の豊富を雄辯に物語る。
院書文人	院書文人	院書文人	院書文人	院書文人	院書文人

最 刊 新 大版朝日藤田進一郎著 論說委員	最 刊 新 隨筆 時代を歩む	最 刊 新 大版朝日岡本鶴松著 外報部長	最 刊 新 世界は動く	最 刊 新 帝國美術院會員 日本美術院同人 富田溪仙著	最 刊 新 無用の用
定價四六判・三五〇頁・總クローリス 圓・送料拾五錢			定價四六判・三三〇頁・總布五錢裝 圓・送料拾五錢		定價四六判・原色・占版六十餘・著者裝 圓五拾錢・送料拾五錢
凡そ物には因ありて果がある。國際問題又然りである。本書は世界の重大問題を知る爲には、矢張り大戰前から知らねばならぬ。本書は、現在の世界情勢は勿論、將來の推移をも判斷し得るやう苦心して書かれた斯界唯一の威權書。			綺羅さながら星の如き現代畫壇にありて、最も天才的な富田溪仙氏だ。その獨り繪のみには高逸い。その文、その書、その詩、獨り高逸い。文章は形に著せ、風獨り高逸い。漫然と讀むに著せ、風獨り高逸い。妙な言葉だが餘りに感昭ある。唯だ。		
院書文人	院書文人	院書文人	院書文人	院書文人	院書文人

院書文人 東京市原町二條下ル 大阪大替八番六號 發兌

院書文人 東京市原町二條下ル 大阪大替八番六號 發兌

最 新 刊	最 新 刊	最 新 刊
<p>學士院會員 文學博士佐々木信綱 歌人佐々木雪子 共著</p> <p>筆のまに</p> <p>定價 四六判・四二〇頁・著者裝 貳圓五拾錢・送料廿一錢</p>	<p>宮川曼魚著</p> <p>花鳥風月</p> <p>定價 四六判・三三〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>	<p>小埜徳子著</p> <p>山居</p> <p>定價 四六判・三三〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>
<p>萬葉學者として歌人として日本の權威たる博士が、恰も夫婦の巡禮のやうな氣易い心持ちで、前半を博士が後半を夫人雪子女史が五十年の長い間、筆のまにに書かれた珠玉のやうな隨筆集だ。わが書院獨特もの。</p>	<p>著者は江戸趣味の濃厚な人であり、同時に江戸時代の研究者だ。花鳥にさざりざりある趣あり、清いつきさる味はひのある隨筆集。清なる内容、その廿四章のいづれも吾々の生活に即した尤も手近な話題であり、感興である。家居のつれに旅の伴に絶好の良書。</p>	<p>洛北大原の里、三寺院前に四季茶屋を營む内侍の尼ならぬ美しい優婆夷、小埜徳子女史は京の名物女性として、將た又、俳人、歌人、畫人として知られてゐる。山居十四年を斯道に精進した女史の隨筆集であり、半自叙傳だ。</p>
院書文人	院書文人	院書文人

十 版	十 八 版	十 二 版
<p>大坂朝日論議委員 「天聲入釋」執筆著</p> <p>釋 瓢齋著</p> <p>定價 四六判・三二〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>	<p>大坂朝日論議委員 「天聲入釋」執筆著</p> <p>釋 瓢齋著</p> <p>定價 四六判・三二〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>	<p>大坂朝日論議委員 「天聲入釋」執筆著</p> <p>釋 瓢齋著</p> <p>定價 四六判・三二〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>
<p>白隱和尚</p> <p>定價 四六判・三二〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>	<p>俗つれづれ</p> <p>定價 四六判・三二〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>	<p>瓢齋隨筆</p> <p>定價 四六判・三二〇頁・著者裝 貳圓・送料拾五錢</p>
<p>白隱和尚の史實を經て、得意の禪海秘密の暴露を縱として、これはいはゆる公案禪の如何なるものであるかは本書に依りて瞭らなつた。徳富蘇峰が激稱して曰く「本書は白隱に關する書中の書であらう」云々。</p>	<p>久保彦左と異稱して、新聞界唯一の大子、釋瓢齋氏、時に破邪顯正の斬馬劍を收め、義射山に杖邪顯正の斬馬洗ひ、歴史を探り、彩管をさる。或時は僧堂坐禪して悟道に精進する。四聖・俗・毒併せ存む。然も天縱の等・辨八音たる皮肉、洗練されたフモイツルは、その博覽強記詞藻豊かな相俣つて、將に天下第一品の隨筆集をなす。</p>	<p>叢に名著「俗つれづれ」を出して隨筆界を席捲し、惟へば讀書界にして如斯き絶讚無賞を博して、滿一ヶ月の如ならぬ隨筆集。ミ銘を打つてもおかしくなく、著者自身が随筆集がおきく題名をつけた劃期的な随筆集が本際である。得意の短章の深意が本際獨自の境地を拓いたもの云々。</p>
院書文人	院書文人	院書文人

五 版	五 版	最 新 刊	最 新 刊	圖 書 協 會 推 薦	最 新 刊
<p>東京帝大教授 醫學博士 永井 潜著</p> <p>自然觀より人生觀へ</p> <p>——ザインよりゾルレンへ——</p> <p>定四六判・四七〇頁・バツクラム装 定價參圓五拾錢・送料貳拾壹錢</p>	<p>東京帝大教授 醫學博士 永井 潜著</p> <p>人及び人の力</p> <p>定四六判・三八〇頁・富田漢仙裝 定價壹圓八拾錢・送料拾五錢</p>	<p>慶大醫學部教授 醫學博士 川上 漸著</p> <p>隨筆集 斷 絃</p> <p>定四六判・三三〇頁・河橋目一裝 定價貳圓五拾錢・送料拾五錢</p>	<p>京都帝大前 講師醫學士 東光 治著</p> <p>萬葉動物考</p> <p>定四六判・五〇〇頁・寫眞四十二個入り 定價四圓五拾錢・送料卅三錢</p>	<p>慶應大學教授 醫學博士 藤浪剛一著</p> <p>東西沐浴史話</p> <p>豪華・華・菊 判・圖版八十餘頁 定價四圓五拾錢・送料貳拾壹錢</p> <p>佐々木信綱序・齋藤 顯著</p>	<p>萬葉名歌鑑賞</p> <p>定四六判・三三〇頁・總クロス 定價壹圓八拾錢・送料拾五錢</p>
<p>學醫者であり、哲學者たる博士の研究は、その思想の圓熟と相俟つて素晴らしい進展をみせてゐる。ザイン(存在)よりゾルレン(當爲)へ——博士は斯く叫びつゝ、全く無人の境を行くやうな潤歩をたどる。「自然觀より人生觀へ」は最近の醫學・哲學を論じた人生論であり、生命論である。</p>	<p>天地に偉大なるもの多しと雖も「人の力」に如くなしと大哲ソフォクレスは喝破す著者はこの偉大なる「力」を生活現象に即しつゝ、生命の醫學・哲學・健康と凡ゆる方面に亘つて詳叙してゐる。蓋し醫學書であり同時に哲學書だ。</p>	<p>學者中の學者として、その風格人格を畏敬されてゐる博士は、他面漢籍詩文をよくし、陽明學に造詣深い。本書は博士が始めて發表した珠玉の文字であるその詞藻の豊かさと、趣味の高雅は「東京朝日」をして隨筆の王座と讃稱せしむ。</p>	<p>萬葉動物は唯だ單に、字義上の解釋を與へず、その生活環境、習性、分布の調査に力を用ひ、その生態を明らかにする。即ち本學科の進歩に對して、當時の生物學者の先驅者として、その功績を高く評価する。本書は、その功績を後進に傳へ、その精神を繼承せしむる爲め、その遺稿を採録したものである。その功績を後進に傳へ、その精神を繼承せしむる爲め、その遺稿を採録したものである。</p>	<p>二十年の研究と莫大の費用をかけて東西に亘る沐浴(風呂)に關するものを蒐集し、これを系統的に叙述したものである。日本に於ける沐浴の最高權威書である。圖書愛好家、好事家の唾涎する書だ。</p>	<p>歌壇の大御所佐々木門下の逸才たる著者が卅年の努力と精進に依つて成つた、萬葉四千五百首中の名歌を鑑賞したものだ。萬葉と云へば難澁な面白くないものとされてゐたのが、本書の出現に依つて甞めて大衆化された敢て凡ゆる階級の人々にすゝむ</p>
<p>院 書 文 入 允 發</p>	<p>院 書 文 入 允 發</p>	<p>院 書 文 入 允 發</p>	<p>院 書 文 入 允 發</p>	<p>院 書 文 入 允 發</p>	<p>院 書 文 入 允 發</p>

版 重	薦推會協書圖	刊 新 最
慈惠醫科大學 醫學博士 石川光昭著 バクテリアと人生 定四六判、圓版五十入り、美 定價貳圓、送料拾五錢	慈惠醫科大學教授 醫學博士 古屋芳雄著 民族問題をめぐる 定四六判、三三〇頁、總クロー 定價貳圓、送料拾五錢	慶大醫學部助教授 醫學博士 林 謙著 生理學 刺戟 定四六判、三三〇頁、總クロー 定價貳圓、送料拾五錢
<p>人生の最も強敵は何か。勿論、それは病氣であらう。就中、肺病、コレラ、チフス等々のバクテリアに依る病氣だ。われわれは必然的にバクテリアに對する知識の準備を要する。即ちその豫防法を教へたもので本邦に於ける唯一の書だ。</p>	<p>醫學者にして、同時に筆の人である博士が、筆を擱ゐて幾年。その間只管専門に精進してゐた著者であるが所詮は筆を取らずに居られぬ。即ち本書は、著者が生物學者、優生學者としての隨筆集であり、同時に論文集だ。又最後の純隨筆は筆者得意のもの。出版界近來の巨擘。</p>	<p>著者は神經生理學者の專攻者、ソビエツトに留學して歸つた新進作者のだ。自然科學者のうちで、隨筆家として一異彩を放つてゐる。博士の隨筆は生理學解説を蒐めたもので、その若々しい隨筆、興味深い解説、野心ある思索は實に著者の獨壇場だ。</p>
院 書 文 人	ル下條二町原何中市都京 番參六壹貳八阪大替振	兌 發

版 三	版三・筆隨・論評	刊 新 最
慈惠醫科大學教授 醫學博士 浦本浙潮著 旅 心 常 住 定四六判、三七〇頁、總原平凡裝 定價貳圓、送料拾五錢	慈惠醫科大學教授 醫學博士 浦本浙潮著 生命の第四原理 定四六判、五四〇頁、小堀徳子裝 定價貳圓、送料拾五錢	慈惠醫科大學 醫學博士 浦本浙潮著 隨筆漫筆七部集 定四六判、三六〇頁、總クロー 定價貳圓、送料拾五錢
<p>著者浦本博士は、旅を愛し、旅に徹底的に研究した。その旅の足跡、旅の楽しみ、旅の苦しみ、旅の思い出、旅の随想、旅の隨筆、旅の隨筆集。本書は、著者の旅の隨筆集である。旅の隨筆は、旅の楽しみ、旅の苦しみ、旅の思い出、旅の随想、旅の隨筆、旅の隨筆集。本書は、著者の旅の隨筆集である。</p>	<p>生理學界の權威、浦本博士の博識は、既に定評がある。本書は、その博識を發揮し、許論、紀行、の論、に分つた。その頭の相論、紀行、の内容、に分つた。その頭の相論、紀行、の内容、に分つた。</p>	<p>浦本浙潮博士の第三隨筆集である。本書は題名の示す通り、著者が最も得意とする隨筆を七部門に分ちて收めたもの、その行文の流麗、含蓄する多彩の趣味は、愈々やえ、その筆致は益々油が乗つて、光彩陸離たるものがある。浦本イズムの低徊趣味も横溢せるもの。</p>
院 書 文 人	ル下條二町原何中市都京 番參六壹貳八阪大替振	兌 發

版 四	刊 新 最	版 重
<p>木下桂風著</p> <p>茶道 籟</p> <p>定價六判・總布裝・凸版拾五錢</p>	<p>京都帝國大學名譽教授・理學博士 近重眞澄著</p> <p>雪だるま</p> <p>定價六判・三三〇頁・S・I・C裝</p>	<p>京都帝國大學名譽理學博士 近重物安著</p> <p>野狐禪</p> <p>定價六判・三三〇頁・著者裝</p>
<p>茶道は一つの宗教だ。その眞髓は東洋哲學にある。胎動が持つ本質は精神の源泉である。茶道が持つ本質は精神の動</p> <p>雅趣の起る。萬端を一貫する。この動</p> <p>吾々の生活の起る。洗練の永い。傳</p> <p>綜合藝術の深いつまみ。この動</p> <p>統の啓示を得た。茶道の文の。この</p> <p>紹介の古典的藝術の提唱したものが本</p> <p>下安居士・近重先生の禪話は勿論の</p> <p>校陸軍少佐の禪堂は各専門の</p> <p>殊に信處で講話は好評を博して</p> <p>つに於ては葛藤集「附録」に代は</p> <p>和製一考案解答集である。</p>	<p>收むる「所崇佛の本旨」「お悟り」</p> <p>外詩「月夜」「快楽」「偶感」</p> <p>詩に「月夜」「快楽」「偶感」</p> <p>時を「月夜」「快楽」「偶感」</p> <p>心を「月夜」「快楽」「偶感」</p> <p>満つて「月夜」「快楽」「偶感」</p>	<p>醫學界に文筆家多しと云へども、眞</p> <p>に文壇人と對抗し得る人何人ぞ、わ</p> <p>が式場博士こそは、學者であり、同</p> <p>時に文藝家である。本書は精神病</p> <p>學者として、又文藝家として一人二</p> <p>役の隨筆集だ。然も本書は神經系統</p> <p>諸病者にまつては療病隨筆ともなる</p>
院書文人	ル下條二町原何市都京 兌發	院書文人

集筆隨・想隨	版 十	刊 新 最
<p>研究室より社會へ</p> <p>前長崎醫大教授 醫學博士 淺田 一著</p> <p>定價六判・總布裝・凸版拾五錢</p>	<p>京都帝國大學名譽理學博士 巴陵宣祐著</p> <p>人類性生活史</p> <p>定價六判・三三〇頁・別裝クロソ</p>	<p>神戶醫學院長 醫學博士 式場隆二郎著</p> <p>文學的診療簿</p> <p>定價六判・三三〇頁・總クロソ</p>
<p>有利なき左利き 羞恥と感さ 名人</p> <p>命初夜 處女 童貞 榮耀 墮胎</p> <p>現場狂人 絶博 童貞 榮耀 墮胎</p> <p>殺他殺 絶博 童貞 榮耀 墮胎</p> <p>血液の殺氣 絶博 童貞 榮耀 墮胎</p> <p>ラ考法醫學の指紋研究の今昔 赤化</p> <p>化の積り毒を與ふる先生</p>	<p>アダム・ミイヴ時代から、今日に臻る</p> <p>まで人類を一貫してあるものは性慾</p> <p>の外ない。これを文化史的に興味を</p> <p>中心として叙述したものが本書であ</p> <p>る。或る意味に於て餘りにエキサイ</p> <p>タテイヴかも知れない。性生活を描</p> <p>いてこれ程擴範なものはない。</p>	<p>醫學界に文筆家多しと云へども、眞</p> <p>に文壇人と對抗し得る人何人ぞ、わ</p> <p>が式場博士こそは、學者であり、同</p> <p>時に文藝家である。本書は精神病</p> <p>學者として、又文藝家として一人二</p> <p>役の隨筆集だ。然も本書は神經系統</p> <p>諸病者にまつては療病隨筆ともなる</p>
院書文人	ル下條二町原何市都京 兌發	院書文人

重 版	重 版	重 版
<p>清水正光著 福來博士 論政附載</p> <p>健康呼吸哲學 ——ヨヤ強健呼吸法——</p> <p>増進</p> <p>近重物安博士題字 野村瑞城著</p>	<p>澤庵不動智の體現</p> <p>大谷大學教授 芳環著</p> <p>印度漫談</p>	<p>四六判・三〇〇頁・繻米村裝幀 定價壹圓五拾錢・送料拾五錢</p> <p>四六判・四三〇頁・美麗圖版挿入 定價壹圓五拾錢・送料拾五錢</p>
<p>世には健康法の書籍が汗牛充棟も音 學的で醫學者がみてもその多くは非 長の多極めて本書はヨギ哲學の延 方簡易に科學的であり、その 健康も容易に目的を達すること 出づる。上篇にヨギ哲學を講じ、下 篇でヨギ強健法を詳述す。</p> <p>禪門の巨人澤庵は又近世國民思想 上の一人であり、宮廷の歸依を得 且つ三代將軍家光の精神上の師であ つた！殊に澤庵が柳生但馬守に與へ た「不動智の極意」を開示せるも 「不動智神妙錄」の巻は「守り本尊」 の託して不動心の極意を開示せるも の、山岡鐵舟其他が之を「守り本尊」 の全文をあげて何人も有名だ。即ちこ うに釋説した。</p> <p>「光は東方から、法は西方から！」 印度は實に精神文化の搖籃の地だ、 この神秘の國を縦横に解剖したので 本書、その内容は植物、動物、風俗 神話、佛跡、文學に亘り、然も一般 讀者に興味を與へる爲漫談の形で叙 述す。</p>	<p>大聖釋尊が涅槃寂靜の境を秘す 金剛會で更に弘法大師が秘す 學士廿年證明したものが本書だ 博士の自らの研究は、この世界を の根源を我の眞諦を照見し、心の 宗教の爲め萬代不易の基礎を築く。 蓋し、古今東西に冠絶する秘説、密 意を述べた宗教界の羅針盤。</p> <p>精神を統一すれば不思議な働きをな し得るものであるが、此精神統一の 意義と作用と其心理を、幾多の實 例實驗を挙げ、然かも學術的に平易 に講述され、而して先人未唱の一大 斷案が下されてある。</p> <p>微妙靈通なる純粹精神は觀念化して 初めて肉體に作用する力を持つとは 博士の基本學說である。斯く觀念即 ち心は力であるが、故に色々の不 議な事が出来、且つ偉大なる精神力 が出るのみか、其色々の現象が生ず るものたるかを平易に述べたのが本 書だ。</p>	
院書文人	院書文人	院書文人

重 版	六 版	三 版
<p>觀念は生物たり</p> <p>高野山大學教授 福來友吉著</p> <p>四六判・四二〇頁・繻米村裝幀 定價貳圓八拾錢・送料拾五錢</p>	<p>精神統一の心理</p> <p>高野山大學教授 福來友吉著</p> <p>四六判・總クロリス・コツトソ紙 定價貳圓五拾錢・送料拾五錢</p>	<p>心靈と神秘世界</p> <p>高野山大學教授 福來友吉著</p> <p>菊判・六五〇頁・寫眞出版百餘 定價五圓八拾錢・送料卅三錢</p>
<p>院書文人</p> <p>ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八版大替振</p>	<p>院書文人</p> <p>ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八版大替振</p>	<p>院書文人</p> <p>ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八版大替振</p>

重 版	三 版	最 新 刊
<p>野村瑞城著</p> <p>原始人性と文化</p> <p>定四六判・二八〇頁・總クロロス 八拾錢・送料拾五錢</p>	<p>京大教授 醫學博士 野村瑞城著</p> <p>平野啓司著</p> <p>療養 胃腸と療養</p> <p>定四六判・三〇〇頁・總クロロス 八拾錢・送料拾五錢</p>	<p>樋口病院長 醫學博士 樋口 榮著</p> <p>女學生に必要なる醫學の知識</p> <p>定四六判・一〇〇頁・コッソト 八拾錢・送料六錢</p>
<p>原始人が萬物に精法があるとしたア ニズムと現代の電子説を比較し、 動物崇拜、生殖器崇拜、或はトーテ ミズム、シャマニズム等の意義を採 り古代の精靈感と現代の新哲學とを 比す。</p>	<p>世に胃腸病者程多いものはない。然 も彼等程病気に無關心なものはない。 いだが昔から「胃腸・助腸・肺・サ ヨリナラ（死ぬ事）」と云ふ古語があ る通り、胃腸病は凡ゆる病氣の始ま りの感がある。胃腸が丈夫なら始ま の病は平野博士に足らぬ。本書は 胃腸病の養生の療法を始めるに切 教へたものである。</p>	<p>本書は題名から一般女性に關係な いと思はれるが、實際はそうでない。 寧ろ女學生よりも一般の女性に つとにも初期から更年期までだ り来る度いづれか病氣を未然に防 でり、貴ひるもののである。月に れる。この知識は本書中に収めら る。</p>
院書文人	院書文人	院書文人

五 版	最 新 刊	十 版
<p>野村瑞城著</p> <p>靈の活用と治病</p> <p>定四六判・三五〇頁・總クロロス 八拾錢・送料拾五錢</p>	<p>前千葉醫大教授 醫學博士 高田義一郎著</p> <p>實育てのこころ</p> <p>定四六判・三六〇頁・總クロロス 八拾錢・送料拾五錢</p>	<p>京大教授 醫學博士 越智眞逸著</p> <p>父母よ醒めよ</p> <p>定四六判・三〇〇頁・總クロロス 八拾錢・送料拾五錢</p>
<p>醫者の薬に支拂ふ一日の薬價料をこ の書に投ぜよ。而して、病める人は 如何にすれば治療するかを、健康者 は更に健康を教へられるだらう。人 間が持つ靈力の活用により凡ゆる病 魔を克服する事が出来る。この理論 と方法を教へた書だ。</p>	<p>「育兒法」や「養育學」の教へる處に從 つても不健康な子が澤山ある。そこ には「育兒」の「こころ」がある。そ 又如何に思はれて、災難に遭ふ。保 は著者の専攻たる小兒科に遭ふ。本 は子の育ての親として小兒科の自 世間の多いたる親と保護の類書の中 實例をあげて教へたものである。</p>	<p>ごうすれば良き子孫が得られる。良 者はその専門から一かかすれば、 良き子を育てる。良き子を育てる 良き子を育てる。良き子を育てる 良き子を育てる。良き子を育てる 良き子を育てる。良き子を育てる 良き子を育てる。良き子を育てる 良き子を育てる。良き子を育てる 良き子を育てる。良き子を育てる</p>
院書文人	院書文人	院書文人

版四	刊新最	版改
<p>神月徹宗禪師 推獎山縣正明著 多可醫學博士</p> <p>禪と療病</p> <p>定價 判・三六〇頁・裝幀・五錢 四六判・三六〇頁・裝幀・五錢 定價 貳圓・送料拾五錢</p>	<p>京大教授醫學博士 今村新吉著</p> <p>神經衰弱と治療法</p> <p>定價 判・四〇〇頁・總クロリス 參圓・五拾錢・送料拾五錢</p> <p>結核治療諸問題を正視す</p> <p>京大教授醫學博士 内島昌雄著 丹岡省五校同</p>	<p>京大教授醫學博士 今村新吉著</p> <p>神經衰弱と治療法</p> <p>定價 判・二二〇頁・總クロリス 壹圓・送料拾五錢</p> <p>從來肺病だけの書は多いが、結核諸病を網羅した書は本書が嚆矢である。著者は結核の臨床家として五十年、曩に文部省より歐米へ派遣された。斯界の重鎮だ。科學的であり、精神的である正しい治療を教へる。右に出づる人はない。</p>
<p>一に多田醫學博士序文の節、望するに、</p> <p>入るに、</p> <p>學事、</p> <p>立能、</p> <p>難は、</p> <p>通讀、</p> <p>其も、</p> <p>著者、</p> <p>之は、</p> <p>醫師、</p> <p>現に、</p> <p>非</p>	<p>從來肺病だけの書は多いが、結核諸病を網羅した書は本書が嚆矢である。著者は結核の臨床家として五十年、曩に文部省より歐米へ派遣された。斯界の重鎮だ。科學的であり、精神的である正しい治療を教へる。右に出づる人はない。</p>	<p>め邦西療の常は博さ京都 た文法原其士し都 は以獨まこを講精大教 は本つ逸でまを通異述神授 書通文及候にに書病學に ち俗發れな解衰人一つ界 の的表たの釋弱間て至年 みにはの釋弱間て至年同 博するあ、ヒ心類云は學 のにる進、ステ及び等れ 説て佛でリび等れ を佛でリび等れ</p>
院書文人	ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大管振	院書文人

集筆隨・想隨	版三	刊新最
<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>生の慾望</p> <p>定價 判・四二〇頁・別裝クロリス 四六判・四二〇頁・別裝クロリス 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p>	<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>赤面恐怖の療法</p> <p>定價 判・三六〇頁・網ボリ 四六判・三六〇頁・網ボリ 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p> <p>對人恐怖治療法</p>	<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>神經質療法への道</p> <p>定價 判・三三〇頁・總クロリス 四六判・三三〇頁・總クロリス 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p>
<p>集筆隨・想隨</p> <p>生の慾望</p> <p>定價 判・四二〇頁・別裝クロリス 四六判・四二〇頁・別裝クロリス 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p>	<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>赤面恐怖の療法</p> <p>定價 判・三六〇頁・網ボリ 四六判・三六〇頁・網ボリ 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p> <p>對人恐怖治療法</p>	<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>神經質療法への道</p> <p>定價 判・三三〇頁・總クロリス 四六判・三三〇頁・總クロリス 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p>
<p>集筆隨・想隨</p> <p>生の慾望</p> <p>定價 判・四二〇頁・別裝クロリス 四六判・四二〇頁・別裝クロリス 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p>	<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>赤面恐怖の療法</p> <p>定價 判・三六〇頁・網ボリ 四六判・三六〇頁・網ボリ 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p> <p>對人恐怖治療法</p>	<p>慈惠醫大教授 森田正馬著</p> <p>神經質療法への道</p> <p>定價 判・三三〇頁・總クロリス 四六判・三三〇頁・總クロリス 定價 貳圓・五拾錢・送料拾五錢</p>
院書文人	ル下條二町原河市都京 番參六壹貳八阪大管振	院書文人

911.14
ka99

911.14
ka99

終

